

第四十六回国会 農林水産委員會議録 第三十五号

昭和三十九年四月十日(金曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事 小山 長規君 理事 坂田 英一君

理事 谷垣 專一君 理事 本名 武君

理事 赤路 友藏君 理事 足鹿 覺君

伊東 隆治君 池田 清志君

宇野 宗佑君 加藤 精三君

吉川 久衛君 小枝 一雄君

坂村 吉正君 笹山茂太郎君

中山 榮一君 藤田 義光君

松田 鐵藏君 亘 四郎君

角屋堅次郎君 栗林 三郎君

東海林 稔君 橋崎弥之助君

西村 関一君 松浦 定義君

湯山 勇君 中村 時雄君

林 百郎君

出席政府委員

農林政務次官 丹羽 兵助君

農林事務官 松岡 亮君

(農林經濟局長)

農林事務官 丹羽雅次郎君

(農地局長)

水産庁長官 庄野五一郎君

委員外の出席者

議員 角屋堅次郎君

議員 松任谷 健太郎君

四月十日

委員 飯谷忠男君、東海林稔君及び西

村関一君辭任につき、その補欠とし

て坂村吉正君、山崎始男君及び原茂

君が議長の名で委員に選任され

同日

委員坂村吉正君、原茂君及び山崎始

男君辭任につき、その補欠として飯

谷忠男君、西村関一君及び東海林稔

君が議長の名で委員に選任され

た。

四月九日

肥料價格安定等臨時措置法案(内閣

提出第一五六号)

は本委員会に付託された

本日の會議に付した案件

漁業災害補償法案(角屋堅次郎君外

十一名提出、衆法第三五号)

漁業災害補償法案(内閣提出第二

三三三号)

肥料價格安定等臨時措置法案(内閣

提出第一五六号)

食料品総合小売市場管理法(内閣

提出第一〇二二号)

土地改良法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七号)

○高見委員長 これより會議を開きま

す。

いずれも内閣提出、食料品総合小売

市場管理法、漁業災害補償法案、

肥料價格安定等臨時措置法案並びに角

屋堅次郎君外十一名提出、漁業災害補

償法案、右各案を一括して議題とい

します。

まず角屋堅次郎君外十一名提出、漁業災害補償法案について提出者から提案理由の説明を聴取いたします。角屋堅次郎君。

漁業災害補償法案

目次

第一章 總則(第一条—第三条)

第二章 漁業共済団体の組織及び監督

第一節 總則(第四条—第十一

条)

第二節 漁業共済組合

第一款 組合員(第十二条—第十五条)

第二款 管理(第十六条—第三十七条)

第三款 設立(第三十八条—第四十三条)

第四款 解散及び清算(第四十四条—第五十五条)

第三節 漁業共済組合連合会(第五十六条—第六十一条)

第四節 監督(第六十二条—第七十条)

第三章 漁業共済組合の漁業共済事業

第一節 通則(第七十一条—第九十九条)

第二節 漁獲共済(第一百条—第一百十

七条)

第三節 養殖共済(第一百十一

条—第一百二十五条)

第四節 漁具共済(第一百二十六

条—第一百三十七条)

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業(第一百三十八条—第一百四十七

条)

第五章 政府の漁業保險事業(第一百四十八条—第一百五十七

条)

第六章 漁業共済基金

第一節 總則(第一百五十八条—第一百七十二

条)

第二節 役員等(第一百七十三

条—第一百八十五条)

第三節 業務(第一百八十六

条—第一百九十条)

第四節 財務及び會計(第一百九十一

条—第一百九十八

条)

第五節 監督(第一百九十九

条—第二百条)

第六節 雜則(第二百一条—第二百九

条)

第七章 共済掛金等の国庫負担(第二百十

条—第二百一

二条)

第八章 補則(第二百一十三

条—第二百一十四

条)

第九章 罰則(第二百一十五

条—第二百二十

条)

附則

第一章 總則

第一条 この法律は、漁業災害補償

制度を確立し、沿岸漁業者等が異

常の事象又は不慮の事故によつて

受けることのある損失を十分に補

てんして漁業經營の安定を図り、

もつて漁業の發展に資することを

目的とする。

(漁業災害補償制度)

第二条 漁業災害補償制度は、漁業

共済組合が行なう漁業共済事業、

漁業共済組合連合会が行なう漁業

再共済事業及び政府が行なう漁業

保險事業により、沿岸漁業者等の

漁獲金額の減少又は養殖水産動植

物、養殖施設若しくは漁具に係る

損害に關して必要な給付を行なう

制度とする。

(定義)

第三条 この法律において「沿岸漁

業者等」とは、次に掲げる者をい

ふ。

一 漁業を営む個人

二 漁業を営む漁業協同組合

三 漁業生産組合

四 漁業を営む法人(前二号に掲

げる者を除く。)であつて、その

常時使用する従業者の数が三百

人以下であり、かつ、その使用

第一類第八号

農林水産委員會議録第三十五号

昭和三十九年四月十日

する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が千トン以下であるもの

第二章 漁業共済団体の組織及び監督

第一節 総則

（漁業共済団体の目的）

第四条 漁業共済組合及び漁業共済組合連合会（以下「漁業共済団体」と総称する。）は、沿岸漁業者等のために、漁業共済事業又は漁業再共済事業を行なうことを目的とする。

（法人格）

第五条 漁業共済団体は、法人とする。

（名称）

第六条 漁業共済団体は、その名称中に漁業共済組合又は漁業共済組合連合会という文字を用いなければならない。

2 漁業共済団体でない者は、その名称中に漁業共済組合又は漁業共済組合連合会という文字を用いてはならない。

（地区）

第七条 漁業共済組合（以下「組合」という。）の地区は、一の都道府県の区域（特別の事由により農林大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る二以上の都道府県の区域）による。

2 漁業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の地区は、全国区域による。

（住所）

第八条 漁業共済団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第九条 漁業共済団体は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（事業）

第十条 漁業共済団体は、第四条の目的を達成するため、漁業共済事業又は漁業再共済事業及びこれらに附帯する事業を行なう。

（事業年度）

第十一条 漁業共済団体の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。ただし、設立当初の事業年度は、漁業共済団体の成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第二節 漁業共済組合

第一款 組合員

（組合員たる資格）

第十二条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて、組合の地区内に住所を有するものとする。

一 漁業協同組合

二 漁業協同組合連合会

（議決権）

第十三条 組合員は、各一個の議決権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第二十七条第三項の規定

によりあらかじめ通知があつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

（当然加入）

第十四条 組合が成立したときは、組合の地区内に住所を有する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、農林省令で定める漁業協同組合及び漁業協同組合連合会を除き、その時にすべて組合の組合員となる。組合が成立した後には組合の地区内に住所を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が成立したときも、同様とする。

（脱退）

第十五条 組合員は、その組合員たる資格の喪失又は解散により組合から脱退する。

第二款 管理

（定款に記載すべき事項）

第十六条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 地区

四 事務所所在地

五 漁業共済事業の種類

六 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

七 準備金に関する規定

八 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定

九 損害評価会に関する規定

十 公告の方法

（共済規程）

第十七条 組合は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 漁業共済事業の細目に関する事項

二 共済掛金に関する事項

三 共済金額に関する事項

四 共済責任に関する事項

五 漁業共済事業の実施の方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、共済契約の締結に関する事項その他農林省令で定める事項

2 農林大臣は、模範共済規程例を定めることができる。

（規約）

第十八条 次に掲げる事項は、定款及び共済規程で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する事項

二 業務の執行及び会計に関する事項

三 役員に関する事項

四 組合員に関する事項

五 その他必要な事項

（役員の数及び選任）

第十九条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において（合併による設立の場合）

合には、設立委員が共同して）選任する。

4 理事の定数の少なくとも五分の三は、組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。）でなければならない。

（役員の任期）

第二十條 役員の任期は、三年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において（合併による設立の場合）は、設立委員が共同して）定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第三十条又は第六十八条の規定による解任の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少なくとも一人が就任するまで、なおその職務を行なう。

（役員の忠実義務）

第二十一条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたとき

は、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、第二十九条第一項に規定する書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(監事の兼職禁止)

第二十二條 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第二十三條 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

(総会の招集)

第二十四條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第二十五條 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第二十六條 理事の職務を行なう者がいないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)
第二十七條 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者

が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 総会の招集の通知は、その会日の七日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)
第二十八條 理事は、定款、共済規程、規約及び総会の議事録を各事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所
二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)
第二十九條 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見

書を添附しなければならない。

(役員解任の請求)

第三十條 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約の違反を理由として解任を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集し、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第二十六條の規定を準用する。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日の十日前までに当該請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員に関する商法等の準用)
第三十一條 役員については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四條第三項(取締役と会

社との関係)及び第二百五十六條第三項(取締役の任期の特例)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項(法人の不法行為能力)、第五十二條第二項(理事の業務執行)及び第五十三條から第五十六條まで(理事の代表権等)の規定を、監事については、同法第五十九條(監事の職務)の規定を準用する。この場合において、同法第五十六條中「裁判所」とあるのは、「農林大臣」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)
第三十二條 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

3 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九條(共同支配人)、第四十一條(支配人の義務)並びに第四十二條(表見支配人)の規定を準用する。

第三十三條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の十日前までに当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の議決事項)
第三十四條 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 共済規程の変更
三 規約の設定、変更及び廃止
四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

2 定款又は共済規程の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第四十一條の規定を準用する。

(総会の議事)
第三十五條 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)
第三十六條 次に掲げる事項は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 共済規程の変更

三 組合の解散又は合併

(総会に関する民法等の準用)

第三十七条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「漁業災害補償法第二十七条第三項」と読み替へるものとする。

第三款 設立

(発起人)

第三十八条 組合を設立するには、その組合員にならうとする五以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び共済規程を作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名しなければならない。

(創立総会)

第三十九条 発起人は、定款及び共済規程を作成したときは、これを会議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、組合員たる資格を有する者に周知させることができるような方法で、会日の十五日前までにしなければならない。

3 定款及び共済規程の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項

項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、定款及び共済規程を修正することができる。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの過半数が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第十三条、第三十五条第二項及び第三項、民法第六十六条並びに商法第二百四十三条及び第二百四十四条の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「漁業災害補償法第三十九条第一項」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

(設立の認可の申請)

第四十条 発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款、共済規程及び事業計画を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の認可)

第四十一条 農林大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その事業経営が健全に行なわれると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款、共済規程若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反するとき。

二 定款、共済規程又は事業計画に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三 組合員たる資格を有する者で設立に同意をしたものの数が組合員たる資格を有する者の総数の二分の一に達しないとき。

四 地区の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする他の組合が既に成立しているとき。

(理事への事務の引継ぎ)

第四十二条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第四十三条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第四款 解散及び清算

(解散事由)

第四十四条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 組合の合併

三 組合の破産

四 第六十八条の規定による解散の命令

2 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければならない。

(合併の手続)

第四十五条 組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

2 合併は、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第四十一条の規定を準用する。

第四十六条 組合は、合併の議決をしたときは、その議決の日から十五日以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 前項の組合は、同項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第四十七条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、組合の合併を承認したものとみなす。

2 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

(新設合併の手続)

第四十八条 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款及び共済規程を作成し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選任については、第三十六条の規定を準用する。

(合併の時期)

第四十九条 組合の合併は、合併後

存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、合併による変更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第五十条 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行なう事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(清算人)

第五十一条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五十二条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十三条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第五十四条 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十五条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による

清算人の選任、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(清算人等の報酬)、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三百三十六条前段(管轄裁判所)、第三百三十七条前段(清算人の選任又は解任の裁判)並びに第三百三十八条(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「漁業災害補償法第五十一条」と読み替へるものとする。

第三節 漁業共済組合連合会

(会員たる資格)

第五十六条 連合会の会員たる資格を有する者は、組合とする。

(当然加入)

第五十七条 連合会が成立したときは、組合は、その時にすべて連合会の会員となる。連合会が成立した後組合が成立したときも、同様とする。

(脱退)

第五十八条 組合は、その解散により連合会から脱退する。

(共済規程)

第五十九条 連合会は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 漁業再共済事業の細目に関する事項
- 二 再共済掛金に関する事項

- 三 再共済金額に関する事項
 - 四 再共済責任に関する事項
 - 五 漁業再共済事業の実施の方法に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、農林省令で定める事項
- (発起人)
- 第六十条 連合会を設立するには、五以上の組合が発起人となることを必要とする。
- (準用規定)
- 第六十一条 連合会の会員に関する事項については、第五十六条から第五十八条までに規定するもののほか、第十三条の規定を準用する。
- 2 連合会の管理に関する事項については、第五十九条に規定するもののほか、第十六条及び第十八条から第三十七条までの規定を準用する。この場合において、第十九条第四項中「組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員(准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。）」とあるのは、「組合の理事」と読み替へるものとする。
- 3 連合会の設立に関する事項については、前条に規定するもののほか、第三十八条第二項及び第三項並びに第三十九条から第四十三条までの規定を準用する。この場合において、第四十一条第三号中「数が組合員たる資格を有する者の総数の二分の一に達しない」とあるのは、「地区があわせて十五以上の都道府県の区域を包括すること

- とならない」と読み替へるものとする。
- 4 連合会の解散及び清算に関する事項については、第四十四条及び第五十一条から第五十五条までの規定を準用する。
- 第四節 監督
- (報告の徴収)
- 第六十二条 農林大臣は、漁業共済団体の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、漁業共済団体又は第九十六条第一項の規定により組合から事務の委託を受けた者(以下この節及び第二百二十五条第二項において「受託者」という。)から、その業務又は財産の状況に関し必要な報告を徴することができる。ただし、受託者については、その委託された事務の範囲に限る。
- (請求検査)
- 第六十三条 組合員又は会員が、総組合員又は総会員の十分の一以上の同意を得て、農林大臣に対し、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計(受託者については、その委託された事務の範囲に限る。以下この条、第六十五条及び第六十六条において同じ。)が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として当該漁業共済団体又は受託者の検査を行なうべき旨を請求したときは、農林大臣は、当該漁業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

- (常例検査)
- 第六十四条 農林大臣は、漁業共済団体の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。
- (随時検査)
- 第六十五条 農林大臣は、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反する疑いがあるとき、何時でも、その漁業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。
- (必要措置命令)
- 第六十六条 農林大臣は、第六十二条の規定により報告を徴した場合又は第六十三条から前条までの規定により検査を行なつた場合において、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反するものと認めるときは、当該漁業共済団体又は当該受託者に事務を委託した組合に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- (監督命令)
- 第六十七条 農林大臣は、前条の規定によるほか、漁業共済事業又は漁業再共済事業を適正円滑に行なわせるため特に必要があるときは、漁業共済団体に対し、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができ。
- (役員等の解任等の命令)
- 第六十八条 漁業共済団体が前二条の規定による命令に違反したときは、

- は、農林大臣は、当該漁業共済団体の役員を解任し、又は当該漁業共済団体の解散を命ずることができる。
- (議決の取消し)
- 第六十九条 組合員又は会員が、総組合員又は総会員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続又は議決の方法が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決の日から三十日以内に、その議決の取消しを請求した場合において、農林大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決を取り消すことができる。
- 2 創立総会については、前項の規定を準用する。
- (権限の委任)
- 第七十条 この節に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。
- 第三章 漁業共済組合の漁業共済事業
- 第一節 通則
- (漁業共済事業の種類)
- 第七十一条 組合が行なう漁業共済事業の種類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 漁獲共済
 - 二 養殖共済
 - 三 漁具共済
- (漁業共済事業の内容)
- 第七十二条 漁業共済は、被共済者又はその構成員が営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額又は構成員を通ずる漁獲金額の合

計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

2 養殖共済は、被共済者が営む養殖業に係る養殖水産動植物(養殖中の水産動植物をいう。以下同じ)又は当該養殖水産動植物に係る養殖施設(水産動植物の養殖の用に供する施設で当該養殖業を営む者が所有するものをいう。以下同じ)がその養殖中又は供用中に流失し、損壊した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

3 漁具共済は、被共済者の所有する漁具が当該漁具をその用に供する漁業の操業中に損壊した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

(漁業共済事業の実施)

第七十三条 組合は、第七十一条第一号から第三号までに掲げる漁業共済事業のすべてを行なわなければならない。

2 組合は、漁業共済事業の対象となる漁業の種類、養殖業の種類又は漁具の種類につき、政令で定める相当の事由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該種類に係る種目の漁獲共済、当該種類の養殖業に係る養殖共済又は当該種類の漁具に係る漁具共済を行なわないことができる。

(共済契約の成立)

第七十四条 共済契約は、漁獲共済にあつては第百条に規定する種目

ごと、養殖共済にあつては第百零一条に規定する養殖業の種類ごと、漁具共済にあつては共済目的の種類たる漁具ごとに、農林省令で定めるところにより、共済契約を組合との間に締結することができる者が共済規程で定める申込期間内に共済規程で定める様式の申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによつて成立する。

2 組合は、第百零二条若しくは第三号に掲げる漁業に係る共済契約、第百零一条第一号に掲げる養殖業に係る共済契約(農林省令で定めるものに限る)又は同条第二号若しくは第三号に掲げる養殖業に係る共済契約については、共済規程で定めるところにより、前項の申込みの際に、その申込みをする者に、当該共済契約に係る共済掛金に充てるものとして共済規程で定める金額の申込証拠金を提供させることができる。

3 前項の申込証拠金の返還、共済掛金への充当の方法その他精算に關し必要な事項は、農林省令で定める。

(共済契約の締結の拒否に關する制限)

第七十五条 組合は、共済契約の締結の申込みがあつた場合において、正当な事由があるときでなければ、当該共済契約の締結を拒んではならない。

(共済掛金の支払)

第七十六条 組合と共済契約を締結した者(以下「共済契約者」という)は、当該共済契約に係る共済

責任期間の開始日の前日までに、組合に共済掛金の全額(次項の規定により分割支払をする場合にあつては、その第一回の支払金額)を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の五日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、農林省令で定める基準に従ひ共済規程で定めるところにより組合が定めるその概算金額(次項の規定により分割支払をする場合にあつては、その第一回の支払金額)により、これを支払わなければならない。

2 漁獲共済又は養殖共済に係る共済掛金は、農林省令で定める事由がある場合には、分割して支払うことができる。

3 第一項の規定による共済掛金の支払は、当該共済掛金が第二百零一条の規定による負担に係るものであるときは、その負担に係る部分を差し引いて得た金額によつてすれば足りる。

4 第一項後段の規定により概算金額をもつて支払つた場合の精算及び第二項の規定による分割支払に關し必要な事項は、農林省令で定める。

5 第一項の規定による共済掛金の支払をその支払期限までにしないときは、当該共済契約は、その効力を失う。

(共済掛金の相殺の制限)

第七十七条 共済契約者は、組合に支払うべき共済掛金につき、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(共済証書)

第七十八条 組合は、共済契約者から請求があつたときは、その者に共済証書を交付しなければならない。

2 前項の共済証書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

(通常行なうべき管理等の義務)

第七十九条 被共済者(第百零一条第一項第一号に掲げる団体にあつては、その構成員を含む。次条、第八十一条、第八十八条第一項第三号から第五号まで及び第九十九条において同じ)は、漁獲共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物及び養殖施設、漁具共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる漁具につき、通常行なうべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 漁獲共済にあつては、被共済者(第百零一条第一項第一号に掲げる団体にあつては、その構成員。第八十八条第一項第八号において同じ)は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業につき、通常の操業を行なえる場合において、通常の沿岸漁業者等の行なう漁獲努力を怠つてはならない。

(損害防止等の処置)

第八十条 組合は、被共済者に対して、前条第一項に規定する物について、損害の防止又は軽減のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、被共済者の負担した費用の全

部又は一部は、農林省令で定めるところにより組合の負担とする。

2 前項の規定によるほか、被共済者が前条第一項に規定する物について、損害の防止又は軽減のため農林省令で定める特別の処置を講じた場合については、前項後段の規定を準用する。

(被共済者の遵守すべき事項)

第八十一条 組合は、被共済者が、帳簿を備えて、当該共済契約に係る漁業についての操業の状況若しくは漁獲物若しくは養殖水産動植物の販売、保管等の状況又は当該共済契約に係る養殖施設若しくは漁具についての供用の状況を記入すべきこと、これらの事項に關し定期に又は必要のつど組合に通知すべきことその他被共済者の遵守すべき事項として農林省令で定める事項を共済規程において定めることができる。

2 前項の農林省令で定める被共済者の遵守すべき事項は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具についての共済事故による損失又は損害を適正に認定するため必要最少限度のものでなければならない。

(申込書記載事項の変更の通知)

第八十二条 被共済者は、第七十四条第一項の申込書に記載した事項に変更があつたときは、第八十五条第二項の規定により通知すべき事項を除き、共済規程で定めるところにより、これを組合に通知しなければならない。

(死亡)、解散等の場合の権利義務の承継)

第八十三条 被共済者が死亡し、又は合併により解散した場合には、その包括承継人は、農林省令で定める相当の期間内に組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができ、被共済者が、農林省令で定める方法により、当該共済契約に係る漁業の経営の全部を一体として譲り渡し、又は当該共済契約に係る共済目的たる漁具を譲り渡した場合におけるその譲受人について、同様とする。

2 組合は、正当な事由がなければ、前項の承諾を拒んではならない。
(死亡、解散等の場合の共済契約の失効)
第八十四条 前条第一項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしないとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかつたとき、又は同項に規定する場合以外の場合であつて被共済者から当該共済契約に係る漁業の経営の全部若しくは一部若しくは当該共済契約に係る共済目的たる漁具の譲渡があつたときは、当該共済契約は、当該承継の時にその効力を失ふ。

2 前項の規定により共済契約がその効力を失つたときは、当該共済契約に係る共済契約者又はその承継人は、農林省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金の全部又は一部の払いもとを請求することができる。

(共済契約の解除)
第八十五条 組合は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、基本的な操業、管理又は供用の条件又は方法の変更で共済規程で定めるものがあつたことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる。この場合には、その解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

2 被共済者は、当該共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、前項に規定する操業、管理又は供用の条件又は方法の変更があつたときは、遅滞なく、これを組合に通知しなければならない。

3 第一項の規定による共済契約の解除は、組合が前項の規定による通知を受け又は第一項に規定する操業、管理又は供用の条件又は方法の変更があつたことを知つた日から三十日を経過したときは、することができる。

4 被共済者は、第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者(第百一条第一項第一号ロに掲げる団体にあつては、その構成員を含む。)の責めに帰することができない事由によるときは、農林省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金の全部又は一部の払いもとを請求することができる。

掛金の全部又は一部の払いもとを請求することができる。

(解散による共済契約の失効)
第八十六条 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、共済契約は、その効力を失ふ。

2 前項の場合には、組合は、農林省令で定めるところにより、共済契約に係る共済掛金の全部又は一部を払いもととせなければならぬ。

(損害額の認定)
第八十七条 組合が支払うべき共済金に係る損失又は損害の額の認定は、農林大臣が定める準則に従つてこれをしなければならない。

2 組合は、その支払うべき共済金に係る損失又は損害の額を認定するにあつては、定款の定めるところにより、あらかじめ当該組合の損害評価会の意見をきかなければならない。

(免責事由)
第八十八条 次に掲げる場合には、組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

一 共済契約者が、悪意又は重大な過失によつて第七十四条第一項の申込書に不実の記載をしたとき。

二 共済契約者が、正当な理由がないのに、第七十六条第一項後段の規定により共済掛金を同項後段の概算金額により支払つた場合におけるその精算金の支払又は同条第二項の規定により共済掛金の分割支払をする場合に

おけるその第二回以降の支払金額の支払を遅滞したとき。

三 被共済者が、第七十九条の規定による義務を有する場合においてその義務を怠つたとき。

四 被共済者が、第八十条前段の規定による指示に従わなかつたとき。

五 被共済者が、第八十一条第一項の規定により共済規程で定められる被共済者の遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

六 被共済者が、第八十二条の規定による通知をすべき事項のうち共済規程で定める重要事項に係る部分につき、通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

七 被共済者が、第八十五条第二項の規定又は第九十八条において準用する商法第六百五十八条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

八 漁獲共済において、共済契約に係る漁業につき第八十五条第一項に規定する操業の条件又は方法の変更による危険の著しい変更又は増加があつた場合以外の場合であつて、被共済者が漁船の損傷その他共済規程で定める事由により通じて共済規程で定める日数以上操業することができなかつたとき。

九 その他政令で定める特別の事由があるとき。

2 農林大臣は、必要があるときは、組合が前項の規定により支払を免れることができる共済金の金額並びに同項第八号の規定により共済規程で定める事由及び日数に關し必要な準則を定めることができる。

第八十九条 組合は、農林省令で定めるところにより、共済金の金額が少額であつて農林省令で定める金額に達しないときは、その支払の責めを負わない。

(共済金の金額の削減)
第九十条 組合は、共済金の支払に不足を生ずるときは、農林省令で定めるところにより、共済金の金額を削減することができる。

2 組合が前項の規定により共済金の金額を削減する場合において、連合会から支払を受ける再共済金の金額、政府から支払を受ける保険金の金額及び共済規程において定める一定の金額の合計額を下るものであつてはならない。

(共済掛金等に関する権利の消滅時効)
第九十一条 共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払いもどしを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、三年間これをを行なわないうときは、時効によつて消滅する。

(区分経理)
第九十二条 組合は、その会計を農林省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

(責任準備金の積立て)

第九十三条 組合は、毎事業年度の終りに於て存する共済責任につき、農林省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならぬ。

(準備金の積立て)

第九十四条 組合は、不足金のてん補に備へるため、農林省令で定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならぬ。

(財務についての農林省令への委任)

第九十五条 前三条に規定するもののほか、組合がその財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、農林省令で定める。

(事務の委託)

第九十六条 組合は、共済規程で定めるところにより、その行なう漁業共済事業に係る事務のうち、共済契約の申込書の受理、漁獲物の販売金額の調査その他農林省令で定める事項に係るものを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に委託することができる。

2 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一條及び第八十七條の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、同項に規定する事務を行なうことができる。

(共済掛金の一部の払い戻し)

第九十七条 共済契約者が、自己の責めに帰すべき事由がなくて、農林省令で定めるところにより、一定年間組合から共済金の支払を受

けないとき、又は支払を受けた共済金が一定の額に満たないときは、当該組合は、当該共済契約者に対して共済掛金の一部に相当する金額を払い戻すことができる。

(商法の準用)

第九十八条 組合の漁業共済事業については、商法第六百四十二条(事故発生等の確定による契約の無効)、第六百四十三条(契約の無効の効果)、第六百五十八条(保険契約者等の通知義務)及び第六百六十二条(第三者に対する権利の取得)の規定を準用する。

(特別の場合の措置)

第九十九条 この章に規定するもののほか、組合の行なう漁業共済事業の適正円滑な運営を確保し、及び被共済者の当該漁業共済事業による利益を増進するため特に必要がある事項については、その必要の範囲内において、政令で、組合又は被共済者(被共済者となる者を含む)が遵守すべき準則を定めることができる。

第二節 漁獲共済

(漁獲共済の対象とする漁業及び種目)

第一百条 漁獲共済は、次に掲げる漁業につき行なうものとし、その種目は、その対象とする漁業の種類により第一号に掲げる漁業の各種類、第二号及び第三号に掲げる漁業並びに第四号に掲げる漁業の各種類ごとに区分する。

一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六條第四項第一号の第一種区画漁業(そだを敷設する等簡易な方法により営

むものに限る。)、同項第三号の第三種区画漁業及び共同漁業権に基づく同条第五項第一号の第一種共同漁業(以下この条において「区画漁業等」と総称する。)であつて、政令で定めるもの

二 総トン数十トン未満の漁船により行なう漁業(区画漁業等及び政令で定めるものを除く。)

三 総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行なう漁業(区画漁業等を除く。)

四 区画漁業等、前二号に掲げる漁業及び前百一十一條に掲げる漁業以外の漁業であつて、政令で定めるもの

(被共済者の資格)

第一百一条 漁獲共済の被共済者たる資格を有する者(以下この節において「被共済資格者」という。)は、漁獲共済の種目ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員

ロ 組合員の直接の構成員で政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定める一定の水域内において当該種目に係る漁業を営む沿岸漁業者等の全員をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林省令で定める事項について農林省令で定める基準に従つた規約を有する団体

二 前条第二号から第四号までに掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、当該種目に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる沿岸漁業者等

2 漁獲共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者は、被共済資格者でなくなつた場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

(共済に付する義務等)

第一百二条 前百二條に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごとに、総トン数一トン以上の動力漁船により当該漁業を営む被共済資格者のうち当該区域内に住所を有するものの総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により、当該区域内に住所を有し、かつ、総トン数一トン以上の動力漁船により当該漁業を営む被共済資格者(以下この条において「義務的被共済資格者」という。)はすべて当該漁業を漁獲共済に付すべきことにつき同意をした場合において、当該同意のあつたことにつき、政令で定めるところにより公示があつたときは、義務的被共済資格者の全員は、当該漁業を漁獲共済に付さなければならぬ。

2 前項の規定による公示があつた同項に規定する区域においては、その公示の日から起算して四年を経過したときは、同項の漁業を漁獲共済に付すべき義務は、消滅する。

3 第一項に規定する漁獲共済については、同項の規定により漁業を漁獲共済に付すべき義務が発生した場合を除き、同項に規定する区域ごとに、農林省令で定めるところにより、義務的被共済資格者の二分の一以上の者からの当該漁獲共済に係る共済契約の申込みがある場合でなければ、組合は、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有する前百二條第二号に掲げる漁業を営む被共済資格者と、当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

4 第一項に規定する漁獲共済については、同項及び前項の規定によるほか、一の共済契約により、被共済者となる者の営む前百二條第二号に掲げる漁業のすべてが一体として当該共済に付されることとなる場合でなければ、組合は、その者と当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

第一百三條 前百二條第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種目に係る被共済資格者のうち当該区域内に住所を有するものの二分の一以上の者からの当該漁獲共済に係る共済契約の申込みがある場合でなければ、組合は、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有する同号に掲げる漁業を営む被共済資格者と、当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

2 前項に規定する漁獲共済について

ては、同項の規定によるほか、一の共済契約により、被共済者となる者の営む第百条第三号に掲げる漁業のすべてが一体として当該共済に付されることとなる場合でなければ、組合は、その者と当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

(共済金額)

第七七条 漁獲共済の共済金額は、共済限度額をこえない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

第百四條 漁獲共済に係る共済契約

を組合との間に締結することができるときは、漁獲共済の種目ごとに、当該種目に係る被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第百五條 一の漁業単位につき漁獲共済に係る共済契約を締結している者は、その漁業単位については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする他の共済契約を締結することができない。

(共済責任期間)

第百六條 漁獲共済の共済責任期間は、漁獲共済の種目ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種目に係る漁業の漁業時期(周年操業をするものについては一年間とし、第百条第一号に掲げる漁業についてはその漁業の目的である水産動植物の成育期間を含むものとする。)を基準として、共済規程で定める期間とする。

2 第百条第二号及び第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての共済責任期間は、第百二条

第一項又は第百三条第一項の都道府県知事の定める区域ごとに単一となるように定めなければならない。

(共済金額)

第七七条 漁獲共済の共済金額は、共済限度額をこえない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 前項の規定により共済金額を定める場合において、漁獲共済の種目のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめ共済金額の最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

3 第百条第二号及び第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての共済金額は、前二項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができない。

(共済限度額)

第百八條 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額(第百条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済資格者が第百一条第一項第一号に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この項において同じ。)を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に關し近似する事情の存する当該種目の

漁獲共済の他の被共済資格者(以下この項において「近似被共済資格者」という。)の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額、魚価の動向その他当該地域における漁業事情を勘案して組合が定める金額に、当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の年ごとの変動の態様に応じて、百分の九十(その変動の態様が特に安定している漁業にあつては、百分の九十五)の範囲内において農林省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

(共済掛金率)

第百九條 漁獲共済の共済掛金率は、第百条各号に掲げる漁業ごとに及び組合の地区ごとに、漁獲基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 前項の漁獲基準共済掛金率は、同項の漁業ごと及び地区ごとに、次の率を合計したものである。

一 農林省令で定める一定年間に於ける各年の被害率(以下この条において単に「被害率」という。)のうち、農林大臣が定める通常標準被害率(以下「漁獲通常標準被害率」という。)をこえない

いものにあつてはその被害率を、漁獲通常標準被害率をこえるものにあつては漁獲通常標準被害率を基礎として農林大臣が定める率(以下「漁獲通常共済掛金基準率」という。)

二 被害率のうち、漁獲通常標準被害率をこえるもののそのこえる部分の率を基礎として農林大臣が定める率(以下「漁獲異常共済掛金基準率」という。)

(共済金)

第百十條 漁獲共済の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額(第百条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済者が第百一条第一項第一号に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この条において同じ。)がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額に、その金額の共済限度額に対する割合に応じて農林省令で定める割合を乗じ、これにさらに共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の漁獲金額については、第百八条第二項の規定を準用する。

第三節 養殖共済

(養殖共済の対象とする養殖業及び区分)

第百十一條 養殖共済は、次に掲げる養殖業につき行なうものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。

一 土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業であつて、政令で定めるもの

二 のり養殖業、かき養殖業、真珠母貝養殖業及び真珠養殖業

(共済目的及び共済事故)

第百十二條 養殖共済の共済目的は、養殖水産動植物及び養殖施設であつて、政令で定めるものとする。

2 養殖共済の共済事故は、養殖水産動植物にあつてはその養殖中における死亡、発芽不良、滅失、流失及び逃亡並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故、養殖施設にあつてはその供用中における損壊(農林省令で定める程度のものに限る)、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

(被共済者の資格)

第百十三條 養殖共済の被共済者たる資格を有する者(以下この節において「被共済資格者」という。)は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に応じ、第百十一條第一号に掲げる養殖業に属するものにあつては当該養殖業を営む沿岸漁業者等であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの、同条第二号又は第三号に掲げる養殖業

に属するものにあつては組合の地区に係る地先水面において当該養殖業を営む者とする。

2 養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第百一条第二項の規定を準用する。

(共済に付する義務等)

第百十四条 第百十一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、一の事業場において営む当該養殖業に係る養殖水産動植物で当該養殖共済において共済目的とすることができ、そののすべてを共済目的とし、その養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物(当該養殖水産動植物と同種のものに限る)がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

2 前項に規定する養殖共済については、養殖施設は、養殖水産動植物につき同項の要件をみたして共済契約を締結する場合であつて、その者が当該養殖共済において共済目的とすることができ、養殖施設(以下この項において「共済目的施設」という。)で当該養殖水産動植物の養殖の用に供するものすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に追加する共済目的施設で当該養殖水産動植物(当該共済責任期間中に追加される前項の養殖水産動植物

を含む。)の養殖の用に供するものがある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約するときに限り、これにつき組合とその者との間に共済契約を締結することができる。

第百十五条 第百十一号に掲げる養殖業に係る養殖共済については、当該養殖業の種類ごと及び政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域(以下この条において「単位漁場区域」という。)ごとに、

当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む者の二分の一以上の者が組合員又は組合員の直接の構成員たる沿岸漁業者等である場合で、かつ、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者(以下この条において「義務的被共済資格者」という。)はすべて当該養殖業に係る養殖水産動植物及び養殖施設を養殖共済に付すべきことにつき同意をした場合において、当該同意のあつたことにつき、政令で定めるところにより公示があつたときは、義務的被共済資格者の全員は、当該養殖業に係る養殖水産動植物及び養殖施設を養殖共済に付さなければならぬ。

2 第百二条第二項の規定は、前項の養殖水産動植物及び養殖施設を養殖共済に付すべき義務の消滅について準用する。

3 第一項に規定する養殖共済については、同項の要件をみたして共済契約を締結する場合であつて、当該義務的被共済資格者の全員から当該種類の養殖業に係る養殖共済の共済契約の締結の申込みがあつたときでなければ、組合は、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者と共済契約を締結することができない。

4 第一項に規定する養殖共済については、前項の規定によるほか、被共済者となる者が、当該単位漁場区域内において営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物及び養殖施設で共済目的とすることができ、そののすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物(当該養殖水産動植物と同種のものに限る)及び附加する養殖施設がある場合はそのすべてを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む者と共済契約を締結することができない。

第百十六号 第百十一号第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林省令で定める養殖業の種類ごと及び政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域(以下この条において「単位漁場区域」という。)ごとに、次の各号のすべてに該当する場合でなければ、組合は、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業

を営む被共済資格者と共済契約を締結することができない。

一 当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む者の二分の一以上の者が、組合員又は組合員の直接の構成員たる沿岸漁業者等であるとき。

二 農林省令で定めるところにより、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の全員から当該種類の養殖業に係る養殖共済の共済契約の締結の申込みがあつたとき。

三 前号の申込みのすべてが、当該単位漁場区域内においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物及び養殖施設で共済目的とすることができ、そののすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物(当該養殖水産動植物と同種のものに限る)及び附加する養殖施設がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する申込みであるとき。

(共済契約者に関する制限等)
第百十七号 養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする養殖業の種類ごとに、当該種類の養殖業に係る養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

第百十八号 一の養殖共済に係る共済契約において共済目的としている養殖水産動植物又は養殖施設(農林省令で定める養殖水産動植物又は養殖施設を除く)は、重ね

て、他の養殖共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

(共済責任期間)

第百十九号 養殖共済の共済責任期間は、対象とする養殖業の種類ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種類の養殖業の養殖時期(周年操業をするものについては、一年間)を基準として、共済規程で定める期間とする。

2 第百十一号第二号又は第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済についての共済責任期間は、それぞれ、第百十五号第一項又は第百十六号第一項に規定する単位漁場区域ごとに単一となるように定めなければならない。

(共済金額)

第百二十号 養殖水産動植物及び養殖施設の共済金額は、それぞれ、その共済価額をこえない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により同項の割合を定める場合において、養殖業の種類のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

3 第百十一号第二号又は第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る第一項の割合は、それぞれ、第百十五号第一項又は第百十六号第一項に規定する単位漁場区域ごとに単一となるように定めなければならない。

(共済価額)
第二百一十一条 前条第一項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖水産動物植物ごと及び養殖施設ごとに、農林省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖水産動物植物(当該共済責任期間中に追加されるものを含む)又は養殖施設(当該共済責任期間中に追加されるものを含む)の数量を乗じて得た金額とする。

2 養殖水産動物植物についての前項の単位当たり共済価額は、農林省令で定めるところにより、当該養殖水産動物植物と同種の水産動物植物を当該養殖業に係る標準的な経営において養殖したとした場合において必要とする当該水産動物植物の養殖の標準的な終了時までの当該養殖に係る経費の金額の合計額を基礎とし、当該標準的な経営における当該養殖の開始時からの経過期間に応じて算出される経過期間ごとの当該経費の金額として組合が共済規程で定める金額により、共済契約ごとに、当該共済目的の共済責任期間の終了時における経過期間に対応する金額とする。

3 養殖施設についての第一項の単位当たり共済価額は、共済契約ごとに、農林省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

(共済掛金率)
第二百二十二条 養殖共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び組合が共済規程で定める割合とする。

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十五号 昭和三十九年四月十日

台の地区ごとに、養殖基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 前項の養殖基準共済掛金率は、同項の種類ごと及び地区ごとに、次の率を合計したものとす。

一 農林省令で定める一定年間に おける各年の被害率(以下この条において単に「被害率」という。)のうち、農林大臣が定める通常標準被害率(以下「養殖通常標準被害率」という。)をこえないものにあつては、その被害率を、養殖通常標準被害率をこえるものにあつては養殖通常標準被害率を基礎として農林大臣が定める率(以下「養殖通常共済掛金基準率」という。)

二 被害率のうち、養殖通常標準被害率をこえるもののそのこえる部分の率を基礎として農林大臣が定める率(以下「養殖異常共済掛金基準率」という。)

(てん補の責めを負わない損害)
第二百二十三条 共済目的の種類たる養殖水産動物植物で農林省令で定めるものについては、当該養殖水産動物植物の農林大臣の定める一定の単位ごとに、当該単位に係る共済目的の全部について共済事故による損害が生じた場合でなければ、組合は、当該単位に係る共済目的につき、損害をてん補する責めを負わない。

2 前項の規定によるほか、戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他政令で定める損害に

ついては、組合は、てん補する責めを負わない。

(共済金)
第二百二十四条 養殖共済の養殖水産動物植物に係る共済金は、次に掲げる場合に支払うものとし、その金額は、共済契約ごとに、当該共済目的についての共済事故による損害額に、当該共済契約に係る第二百二十条第一項の割合を乗じて得た金額(共済目的の種類たる養殖水産動物植物で農林省令で定めるものにあつては、その金額にさらに農林省令で定める割合を乗じて得た金額)とする。

一 第二百一十一条第一号又は第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量(前条の規定によつて組合がてん補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。以下「損害数量」という。)が農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生直前の当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

二 第二百一十一条第二項に掲げる養殖業に係る養殖共済については、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故に係る損害数量がこれらに被共済者のすべてについて農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生直前の当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

共済契約に係る養殖業と同一の種類たる養殖業を当該単位漁場区域内において営むすべての被共済者の同一の原因による共済事故に係る損害数量の合計数量がこれらに被共済者のすべてについて農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生直前の当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき、かつ、当該

共済契約に係る養殖業と同一の種類たる養殖業を当該単位漁場区域内において営むすべての被共済者の同一の原因による共済事故に係る損害数量の合計数量がこれらに被共済者のすべてについて農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生直前の当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

2 養殖共済の養殖施設に係る共済金の金額は、共済契約ごとに、共済目的についての共済事故による損害額に当該共済契約に係る第二百二十条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

3 前二項の損害額は、当該共済事故に係る損害数量(養殖施設については、農林省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整をほどこした数量)に当該共済目的の第二百一十一条第一項の単位当たり共済価額を乗じ、これにさらに当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(商法の準用)
第二百二十五条 養殖共済については、商法第六百三十一条(超過保険及び第六百六十一条(保険の目的)に関する権利の取得)の規定を準用する。

第四節 漁具共済
(共済目的及び共済事故)

第二百二十六条 漁具共済の共済目的は、漁網その他の漁具であつて、政令で定めるものとする。

2 漁具共済の共済事故は、共済目的たる漁具をその用に供する漁業の操業中における損壊(農林省令で定める程度のものに限る)、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

(被共済者の資格)
第二百二十七条 漁具共済の被共済者たる資格を有する者(以下この節において「被共済資格者」という。)は、組合員又は組合員の直接の構成員たる沿岸漁業者等とする。

2 漁具共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第二百一十二条の規定を準用する。

(共済契約者に関する制限)
第二百二十八条 漁具共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)
第二百二十九条 一の漁具共済に係る共済契約において共済目的としてある漁具は、重ねて、他の漁具共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

2 組合は、共済目的の種類たる漁具につき、農林省令で定めるところにより共済規程をもつて、漁具共済に係る共済契約において共済目的とすることができないものの範囲を定めるものとする。

(共済責任期間)

第三百三十条 漁具共済の共済責任期間は、共済目的の種類ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種類の漁具をその用に供する漁業の漁業時期(周年操業をする漁業に係るものについては、一年間)を基準として、共済規程で定める期間とする。

(共済金額)

第三百三十一条 漁具共済の共済金額は、共済価額をこえない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2

前項の規定により同項の割合を定める場合において、共済目的の種類のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめその最高限度を定めておるときは、その限度をこえて定めることができる。

(共済価額)

第三百三十二条 前条第一項の共済価額は、共済契約ごとに、農林省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

(共済掛金率)

第三百三十三条 漁具共済の共済掛金率は、共済目的の種類たる漁具につき農林省令で定める区分ごと及び組合の地区ごとに、漁具基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2

前項の漁具基準共済掛金率は、同項の区分及び地区ごとに、次の率を合計したものとす。

一 農林省令で定める一定年間に於ける各年の被害率(以下この条において単に「被害率」という。)のうち、農林大臣が定める通常標準被害率(以下「漁具通常標準被害率」という。)をこえないものにあつては、その被害率を、漁具通常標準被害率をこえるものにあつては、漁具通常標準被害率を基礎として農林大臣が定める率(以下「漁具通常共済掛金基準率」という。)

二 被害率のうち、漁具通常標準被害率をこえるもののそのこえる部分の率を基礎として農林大臣が定める率(以下「漁具異常共済掛金基準率」という。)

(てん補の責めを負わない損害)

第三百三十四条 戦争その他の交戦による損害、盗難による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。

(共済金)

第三百三十五条 漁具共済の共済金の金額は、共済金額に、共済責任期間の開始日から共済事故の発生日までの期間に応じ農林省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(可分漁具に係る特例)

第三百三十六条 共済目的の種類たる漁具のうち、多数の代替性のある同種の構成部分(その予備品を含む。)からなる一の漁具で、これを使用する場合以外の場合にはお

むね部分として保管され、かつ、その組立て及び分解を単純な操作で行なうことができるもの(農林省令で定めるものに限る。)を共済目的とする漁具共済に係る共済事故、共済金額、共済価額及び共済金に關しては、第二百六条第二項、第二百三十一条、第二百三十二条及び前条の規定にかかわらず、その漁具共済を適正円滑に行なうため必要のある範囲内において、政令で定めるところにより、農林省令で、特例を定めることができる。

(商法の準用)

第三百三十七条 漁具共済については、商法第六百三十一条及び第六百六十一条の規定を準用する。

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業

(漁業再共済事業)

第三百三十八条 連合会が行なう漁業再共済事業は、会員が第七十一条に掲げる漁業共済事業によつて被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業とする。

(再共済契約の当然成立)

第三百三十九条 会員と被共済者との間に漁業共済事業に係る共済契約が成立したときは、これによつて、連合会と当該会員との間に、漁業共済にあつては第二百条各号に掲げる漁業ごと、養殖共済にあつては共済目的の種類ごと、漁具共済にあつては第二百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区分ごとに、当該共済契約に係る共済責任を一体としてこれにつき当該漁業共済事業に係る漁業再

共済事業の再共済契約が成立するものとする。

(再共済金額)

第四百四十条 連合会の再共済金額は、次の金額とする。

一 漁獲共済に係るものにあつては、第二百条各号に掲げる漁業ごと及び会員ごとに、総共済金額に、漁獲通常標準被害率を乗じ、これにさらに百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合(以下「漁獲通常責任共済歩合」という。)を乗じて得た金額

二 養殖共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び会員ごとに、総共済金額に、養殖通常標準被害率を乗じ、これにさらに百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合(以下「養殖通常責任共済歩合」という。)を乗じて得た金額

三 漁具共済に係るものにあつては、第二百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区分ごと及び会員ごとに、共済掛金の合計金額から当該共済責任が政府の保険に付される場合の第二百三十一条第三号の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に、養殖通常責任共済歩合を乗じて得た金額

三 漁具共済に係るものにあつては、第二百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区分ごと及び会員ごとに、共済掛金の合計金額から当該共済責任が政府の保険に付される場合の第二百三十一条第三号の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に、漁具通常責任共済歩合を乗じて得た金額

(再共済掛金)

第四百四十一条 連合会の再共済掛金は、次の金額とする。

一 漁獲共済に係るものにあつては、第二百条各号に掲げる漁業ごと及び会員ごとに、共済掛金の合計金額から当該共済責任が

政府の保険に付される場合の第二百三十一条第一号の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に、漁獲通常責任共済歩合を乗じて得た金額

二 養殖共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び会員ごとに、共済掛金の合計金額から当該共済責任が政府の保険に付される場合の第二百三十一条第二号の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に、養殖通常責任共済歩合を乗じて得た金額

三 漁具共済に係るものにあつては、第二百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区分ごと及び会員ごとに、共済掛金の合計金額から当該共済責任が政府の保険に付される場合の第二百三十一条第三号の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に、漁具通常責任共済歩合を乗じて得た金額

(再共済掛金の払いもと)

第四百四十二条 会員は、第八十四条第二項、第八十五条第四項若しくは第八十六条第二項の規定又は第九十八条において準用する商法第六百四十三条の規定により共済掛金の払いもとをしなければならぬときは、農林省令で定めるところにより、連合会に対し、再共済掛金の全部又は一部の払いもとを請求することができる。

は共済契約がその効力を失つたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、これを農林大臣に通知しなければならない。

第百五十五条 組合は、漁業保険事業の適正円滑な運営を確保するため必要と認められる農林省令で定める事項を、政令で定めるところにより、農林大臣に通知しなければならない。

(免責事由)
第百五十六条 次に掲げる場合には、政府は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 組合が、法令又は組合の共済規程に違反して共済金を支払つたとき。

二 組合が、損失又は損害の額を不当に認定して共済金を支払つたとき。

三 組合が、正当な理由がないのに、保険料の支払を遅滞したとき。

四 組合が、第百五十四条又は前条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(準用規定)

第百五十七条 政府の漁業保険事業については、第七十七条、第八十六條、第九十一条から第九十五条まで及び第九十九条並びに商法第六百六十一条及び第六百六十二条の規定を準用する。

第六章 漁業共済基金
第一節 総則

(目的)

第百五十八条 漁業共済基金は、漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的とする。

(法人格)

第百五十九条 漁業共済基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(事務所)

第百六十条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第百六十一条 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 基金は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第百六十七条に規定する出資者に通知しなければならない。

(資本金)

第百六十二条 基金の資本金は、次条第一項の規定により政府が出資する金額、同条第二項の規定により都道府県が出資する金額及び同条第三項の規定により連合会が出資する金額の合計額とする。

(出資)

第百六十三条 政府は、七億円を基金に出資する。

2 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができる。

3 連合会は、基金に出資することができる。

第百六十四条 都道府県及び連合会についての出資一口の金額は、十万円とする。

第百六十五条 基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

(持分の払い戻し等の禁止)

第百六十六条 基金は、出資者に対して、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第百六十七条 政府以外の出資者(第二百二条第二項並びに第二百八条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。)は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡)

第百六十八条 出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 都道府県又は連合会でなければ、出資者の持分の譲渡を受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(持分の共有の禁止)

第百六十九条 出資者は、持分を共有することができない。

(登記)

第百七十条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第百七十一条 基金でない者は、漁業共済基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第百七十二條 基金については、民法第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定を準用する。

第二節 役員等

(役員)

第百七十三条 基金に、役員として、理事長一人及び監事二人を置く。

2 基金に、役員として、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第百七十四条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 監事は、基金の業務を監査する。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

(役員の内命)

第百七十五条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第百七十六条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の内命)

2 役員は、再任されることができない。

(役員の内命)

第百七十七条 国會議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の内命)

第百七十八条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることとできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があると

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止
第百七十九条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)
第百八十条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)
第百八十一条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)
第百八十二条 基金の職員は、理事長が任命する。

(評議員会)
第百八十三条 基金に評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、第四項に掲げる事項その他基金

金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項に規定する事項に関し、理事長に意見を述べる

4 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

一 定款の変更
二 業務方法書の変更
三 予算、事業計画及び資金計画の作成及び重要な変更
四 財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成

第百八十四条 評議員会は、評議員二十人以上で組織する。

2 評議員は、出資者たる都道府県

の長又はその推薦する者、出資者たる連合会の代表者及び基金の業務に

3 評議員の任期は、二年とする。

4 評議員については、第百七十六条

(役員及び職員の公務員たる性質)
第百八十五条 基金の役員及び職員

は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務
(業務)
第百八十六条 基金は、第百五十八

条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に關して必要とする資金の貸付け

二 漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に關して金融機関に

三 第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるための漁業共済団体

四 前三号の業務に附帯する業務
(業務方法書)
第百八十七条 基金は、業務の開始

の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞

なく、その認可に係る業務方法書(変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分)を出

資者に送付しなければならない。

第百八十八条 前条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載

しなければならない。

一 貸付金の金額の合計額及び債務保証の金額の合計額の最高限度

二 一漁業共済団体当たりの貸付金の金額及び債務保証の金額の最高限度

三 貸付金の利率、償還期間その他の貸付条件並びに債務保証をする資金の借入期間の最高限度及び被保証人の遵守すべき条件

五 保証債務の弁済並びに求償權の行使方法及び償却に関する事項
六 金銭の寄託の引受けの条件
七 余裕金の運用の方法
八 その他農林省令で定める事項
(業務の委託)
第百八十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を

支払以外の目的に使用してはならない。

2 漁業共済団体が前項の規定に違反して貸付金又は借入金

を他の目的に使用したときは、基金は、業務方法書で定めるところにより、当該漁業共済団体に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付

その他必要な措置を請求することができる。

第四節 財務及び会計
(事業年度)
第百九十一条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
第百九十二条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画

を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を受けた場合には、第百八十七条第二項の規定を準用する。

(財務諸表)
第百九十三条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」とい

う)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、

財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第百九十四条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第百九十五条 基金は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第百九十六条 基金は、次に掲げる方法によるほか、その業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金
- 二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第百九十七条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

(農林省令への委任)

第百九十八条 この章に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節 監督

(監督)

第百九十九条 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二百条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に、基金若しくは受託者の事務所

に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、その委託された業務の範囲に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雜則

(出資者に対する通知又は催告)

第二百一条 基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所(出資者が別に通告又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)

第二百二条 基金は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 出資の引受け及び払込みの年月日
- 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 出資者及び基金の債権者(基金が保証契約を締結している金融機関を含む)は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(連合会の拠出金の徴収)

第二百三条 連合会は、その基金に対する出資金の額の範囲内で、定款で会員別に定める金額の拠出金を、定款で定めるところにより、当該会員から徴収することができる。

2 前項の規定による拠出金の各会

員への配分は、政令で定める基準に従つてしなければならない。

3 第七十七条の規定は、第一項の規定による拠出金の徴収について準用する。

(組合の拠出金の徴収)

第二百四条 組合は、前条の規定により拠出すべき金額の範囲内で定款で定めるところにより決定される額の拠出金を、農林省令で定めるところにより、組合員から徴収することができる。

2 第七十七条及び前条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(特別拠出金の徴収)

第二百五条 組合が前条第一項の規定による最初の拠出金の額を決定した後に組合に加入した者は、農林省令で定めるところにより、その加入の時までに他の組合員が同項の規定により拠出すべきものと定められた金額に相応する額の特別拠出金を組合に納付しなければならない。

2 組合は、前項の規定により納付された特別拠出金を遅滞なく連合会に納付しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

(拠出金払いもどし準備金)

第二百六条 連合会は、前条第二項の規定により納付された特別拠出

金を拠出金払いもどし準備金として積み立てなければならない。

2 拠出金払いもどし準備金は、次条第四項の規定による交付金に充てる場合及び農林省令で定める場合を除いては、取りくずしてはならない。

(拠出金払いもどし)

第二百七条 組合員が脱退したときは、組合は、当該事業年度の終りにおいてその組合員であつた者が納付した拠出金又は特別拠出金に相当する金額を払いもどさなければならない。

2 組合が解散したときは、組合は、組合員に対し、その組合員が納付した拠出金又は特別拠出金に相当する金額を払いもどさなければならない。

3 組合は、前二項の規定による払いもどしに充てるため必要な額の資金を交付すべきことを連合会に請求することができる。

4 連合会は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る額の資金を当該組合に交付しなければならない。

5 連合会は、前項の規定により資金を交付する場合において、拠出金払いもどし準備金をこれに充ててなお不足するときは、基金に対し、その不足する額の資金を交付すべきことを請求することができる。

6 基金は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る資金を連合会に交付しなければならない。

(解散)
第二百八条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができ金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第二百九条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第六十一条第二項、第六百八十七條第一項、第六百九十二條第一項又は第六百九十五條第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第六百八十八條第八号又は第六百九十八條の農林省令を定めようとするとき。

三 第六百八十九條第一項又は第六百九十六條第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 第六百九十三條第一項又は第六百九十七條の承認をしようとするとき。

第七章 共済掛金等の国庫負担

(共済掛金の国庫負担)
第二百十條 国庫は、次の各号に掲げる共済契約者の支払うべき共済掛金のうち当該各号に掲げる金額に相当する金額を負担する。

一 第六百条第一号に掲げる漁業に属する漁業又は同条第二号に掲

げる漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者 当該共済契約に係る共済金額に当該漁獲異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁獲通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

二 第六百条第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者 当該共済契約に係る共済金額に当該漁獲異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁獲通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

三 第六百条第四号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者(次号に掲げる者を除く) 当該共済契約に係る共済金額に当該漁獲異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁獲通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

四 第六百条第四号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模が政令で定める一定の規模以上であるもの、当該共済契約に係る共済金額に当該漁獲異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁獲通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

五 第六百十一条第二号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約者(次号に掲げる者を除く) 当該共済契約に係る共済金額に当該養殖異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該養殖通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

六 第六百十一条第二号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約者のうち、その営む養殖業の規模が政令で定める一定の規模以上であるもの、当該共済契約に係る共済金額に当該養殖異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該養殖通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

七 第六百十一条第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者 当該共済契約に係る共済金額に当該養殖異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該養殖通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

八 第六百十一条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者(前号に掲げる者を除く) 当該共済契約に係る共済金額に当該養殖異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該養殖通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

九 第六百十一条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者のうち、その営む養殖業の規模が政令で定める一定の規模以上であるもの、当該共済契約に係る共済金額に当該養殖異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該養殖通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

十 第六百十一条第三号までに掲げる共済契約者のうち、当該共済契約に係る漁業の用に供する漁具を共済目的として漁具共済に係る共済契約を締結しているもの、当該漁具共済に係る共済金額に当該漁具異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁具通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

十一 漁具共済の共済契約者(前号に掲げる者を除く) 当該共済契約に係る共済金額に当該漁具異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁具通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

十二 漁具共済の共済契約者(前号に掲げる者を除く) 当該共済契約に係る共済金額に当該漁具異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁具通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

第十三条 前項第四号、第六号、第九号又は第十一号に掲げる共済契約者の支払うべき共済掛金のうち、異常共済責任に対応する部分に係る負担については、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その四分の一をこえない金額を負担しないこととすることができる。

第二百一十一条 前条の規定による負担金は、共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てられ、政令の定めるところにより、当該組合に交付する。

第二百一十二条 前条の規定による負担金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の全部若しくは一部に充てられ、当該連合会に交付し、又は当該組合が政府に支払うべき保険料の全部又は一部に充てて、漁業保険別特会計の保険料収入に計上することができる。

(漁業共済団体の事務費の国庫負担)
第二百一十二条 国庫は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、漁業共済団体の事務費(第八十条の規定により組合の負担する経費及び第九十六條の規定による事務の委託に要する経費を含む。)の全額を負担する。

第八章 補則

第一類第八号 農林水産委員会第三十五号 昭和三十三年四月十日

一七

(損害評価会)

第二百三十三条 漁業共済団体に、損害評価会を置く。

2 損害評価会は、定款で定めるところにより、共済事故に係る損失又は損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

3 損害評価会は、前項に規定する事項に關し学識経験を有する者のうちから、定款で定めるところにより、当該共済団体の理事が選任した委員をもつて組織する。

4 前三項に規定するもののほか、損害評価会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(不漁準備積立金)

第二百三十四条 組合は、政令で定めるところにより、不漁準備積立金の全部又は一部を、当該不漁準備積立金を積み立てた共済契約者に係る共済金の全部又は一部に充てることができる。

2 前項の不漁準備積立金とは、共済契約者が豊漁年における利益剰余金として政令で定める一定の金額を組合の指定する方法により積み立てたものをいう。

3 前二項に規定するもののほか、不漁準備積立金の積立て、共済掛金の割引その他不漁準備積立金に關し必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第二百三十五条 第六十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十三条から第六十五条までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 漁業共済団体の役員若しくは受託者の代表者又は漁業共済団体若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその漁業共済団体の業務又は受託者の受託した事務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業共済団体又は受託者に対しても同項の刑を科する。

第二百三十六条 第二百三十一条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第二百三十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により出資者に通知又は書類の送付をしなればならぬ場合において、その通知又は書類の送付をしなかつたとき。

三 第六十六条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四 第六十六条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第七十条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることゝ怠つたとき。

六 第八十六条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第九十六条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第九十九条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九 第二百二条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第二百三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした漁業共済団体の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 第二百三十三条第四項(第二百三十四条第二項又は第二百三十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かなかつたとき。

二 第二百五条第二項の規定に違反して納付しなかつたとき。

三 第二百六条の規定に違反したとき。

第二百三十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 漁業共済団体がこの法律の規定により行なうことができる事業以外の事業を行つたとき。

三 第九十九条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第二百二条(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して兼職したとき。

五 第二十四条第一項、第二十五条又は第二十六条(これらの規定を第六十一条第二項において準用する場合及び第二十六条の規定を第三十条第四項後段(第六十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

六 第二十八条又は第二十九条(これらの規定を第六十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十八条第三項若しくは第二十九条第二項(これらの規定を第六十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第三十条第四項前段若しくは第五項又は第三十三条第四項(これらの規定を第六十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して組合の合併をしたとき。

二項において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

八 第四十六条又は第四十七条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

九 第五十二条又は第五十四条(これらの規定を第六十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十 第五十三条(第六十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十一 第五十五条(第六十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二 第五十五条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十三 第五十五条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十四 第六十六条の規定による命令に従わなかつたとき。

第十五 第九十二条から第九十四条まで(これらの規定を第四百七条において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

附則

- 1 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。
- 2 政府は、なるべくすみやかに、漁船共済及び任意共済をこの法律に基づく漁業災害補償制度の対象とするに關し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 基金の成立当初における資本金は、十億円を下るものであつてはならない。
- 4 政府の漁業保険事業の実施に伴う漁業保険特別会計の設置その他この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に關しては、別に法律で定める。

理由

沿岸漁業者等がその営む漁業につき不慮の事故等によつて受けることのある損失を十分に補てんするため、漁業災害補償制度を確立して、沿岸漁業者等の漁業経営の安定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二十五億円の見込みである。

〇角屋議員

ただいま議題に供された漁業災害補償法案について、その提案理由を御説明申し上げます。

漁業は農業と同じく、自然に左右されることの大きい産業であり、不可抗力である自然災害によつて事業が壊滅し、あるいは再起不能の損失を受ける危険に常にさらされているのであります。

しかもわが国の漁業においては、経営規模が小さく、これらの災害に対する抵抗力の弱いものがきわめて多いのであります。このため、災害によつて漁業者がこうむる損失を補てんし、漁業の再生産を持続することのできる画期的な漁業災害補償制度を確立することは、漁業者の久しく切望されてきたところであり、この切望した漁民の要望にこたへ、充実した漁業災害補償制度を確立し、漁業者を不慮の災害または不慮に基づく窮乏から解放すること、政府の責任でなければなりません。

しかるに農業においては早くから災害補償制度が実施され、不十分ではあれ農民を農業災害から守っているにもかかわらず、それよりも一段と条件の悪い漁業においては、昭和三十三年から漁業共済が試験的に実施されているにすぎず、今日に至るも災害補償制度は確立しておらず、今日に至るも政府が今年から実施しようとしていた漁業災害補償法は、単なる共済制度を規定しているにすぎず、災害補償制度としての実体を備えておらず、この規定に踏み切ったことは、漁民のためにも多量のものであります。単なる共済制度の規定では無意味であると存じます。

災害補償と共済との関係は、同一平面上において論ぜられるべきものではありません。これを意識的に混同せしめようとしたら、結果的には羊頭を掲げて肉を売ることになるのであります。

以上申し述べました事態にかんがみ、画期的な漁業災害補償制度を確立、漁業の健全な発展をはかり、漁業者を災害に基づく窮乏から解放すること、これは、目下の急務であると存じます。これが本案を提案するに至った理由であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的であります。漁業災害補償制度を確立し、沿岸漁業者等が異常の事象または不慮の事故によつて受けることのある損失を十分に補てんして漁業経営の安定をはかり、もつて漁業の発展に資することを目的とする旨を明記いたしました。さらにこの法律案において漁業災害補償制度とは、漁業共済組合が行なう漁業共済事業、漁業共済組合連合会が行なう漁業共済事業及び政府が行なう漁業保険事業により、沿岸漁業者等の漁獲金額の減少または養殖水産動物、養殖施設もしくは漁具にかかる損害に關して必要な給付を行なう制度であることをあわせて明らかにいたしました。これはわが党が、この法案によつて名実兼ね備えた災害補償制度の確立を願っているからにはかなりません。

第二に、漁業共済団体の組織であります。都道府県の区域によるものと全国の区域によるものと二段階といたしました。

また、組合員たる資格を有する者は、県段階における漁業共済組合においては、組合の地区に住所を有する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、全国段階における漁業共済組合連合会においては、組合の地区内に住所を有する漁業共済組合とするとともに、兩者とも当然加入いたしました。

第三に、漁業共済組合が行なう事業であります。共済組合が当面行なうべき事業としては、漁獲共済、養殖共済及び漁具共済の三つとし、漁船保険

及び任意共済事業については、なるべくすみやかに、この法律に基づく漁業災害補償制度の対象とするための必要な措置を講ずべき旨、附則で規定いたしました。

第四に、契約の方法についてであります。義務加入及び任意加入の方法によることとし、それぞれ必要な条項を規定いたしました。

第五に、漁業共済組合連合会の漁業再共済事業についてであります。連合会が行なう再共済事業は、共済組合が漁業共済事業によつて被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業とするとともに、共済組合と被共済者との間にこの法律の規定による共済関係が成立したときは、これによつて連合会と共済組合との間に、当該共済契約につき再共済関係が成立するものとした。

また、連合会の再共済金額は、当該共済金額に通常責任共済金額の百分の九十をこえない範囲内で政令で定める金額といたしました。

第六に、政府の保険事業であります。政府が行なう保険事業は、共済組合が漁業共済事業によつて被共済者に対して負う共済責任を保障する事業とし、共済組合と被共済者との間にこの法律の規定による共済関係が成立したときは、政府と当該共済組合との間に保険関係が成立するものとするものといたしました。

なお、政府の保険金額は、共済金額のうち通常責任共済金額をこえる部分の金額とし、政府の負担する保険料率は、異常共済掛け金部分とするものといたしました。

第七に、漁業共済基金についてであります。漁業共済団体に対してその業務に必要な資金を融通することによ

り、漁業共済事業の過渡的な収支調整をはかることを目的として、資本金十億円（うち政府出資七億円）の漁業共済基金を設けることといたしました。

第八に、共済掛け金等の国庫負担についてであります。区画漁業等であつて政令で定めるもの、及び総トン数十トン未満の漁船によつて行なう漁業（区画漁業等及び政令で定めるものを除く）にあつては、異常共済掛け金部分の全額と通常共済掛け金部分の三分の二の合計額を、総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行なう漁業（区画漁業等を除く）にあつては、異常共済掛け金部分の全額と通常共済掛け金部分の二分の一の合計額を、百トン以上、千トン未満の漁業については、異常共済掛け金部分の全額と通常共済掛け金部分の三分の一以内で政令で定める金額の合計額を国庫で負担すべきことといたしました。

養殖共済及び漁具共済においても、おおむねこれに準じて掛け金の一部を国庫で負担することといたしております。

また、漁業共済団体の事務費に対しても、その全額を国庫で負担すべき旨規定いたしました。

第九に、漁業共済団体の行なう損害査定を公正を期するため、学識経験者をもつて構成する漁業共済団体に損害評価会を置くことといたしました。

第十に、漁業共済を漁民にとって一段と魅力あるものとするため、共済限度額を高め、特約制度によつて限度額率を九五%まで引き上げることができるといたしました。いま一つは、豊漁年における剰余金の一部を不漁準備金として積み立て、共済事故が発生した場合、その積み立て金を優先的に取り出すことができるようにいたしました。この場合の積み立て金

に対する課税及び契約者の共済掛け金率は、不漁準備金の積み立て額に応じて通減することができるようにいたしました。

また、無事故優遇措置として無事故継続年数に応じて掛け金の一部を払い戻すことができるようにするとともに、零細漁民の掛け金払い込みを容易にするため、漁獲共済及び養殖共済にかかると共済掛け金は分割して支払うことができるようにいたしました。

第十一に、政府の漁業保険事業の実施に伴う漁業保険特別会計の設置、基金の設立その他この法律の施行に伴う必要な事項及び関係法律の整理に關しては、別に法律で定めることとしたしました。

以上が、この法律案を提出した理由及び法案のおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○高見委員長 次に、内閣提出、漁業災害補償法案並びに肥料価格安定等臨時措置法案の両案について、提案理由の説明を聴取いたします。丹羽農林政務次官。

漁業災害補償法案 漁業災害補償法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 漁業共済団体の組織及び監督
- 第一節 総則(第四条—第十一條)
- 第二節 漁業共済組合
- 第一款 組合員(第十二条—第二十一条)
- 第二款 管理(第二十二条—第四十三条)
- 第三款 設立(第四十四条—第四十九条)

第四款 解散及び清算(第五十條—第六十一条)

第三章 漁業共済組合連合会(第六十二條—第六十七條)

第四章 監督(第六十八條—第七十六條)

第三章 漁業共済組合の漁業共済事業

第一節 通則(第七十七條—第七十九条)

第二節 漁獲共済(第一百零四條—第一百十三條)

第三節 養殖共済(第一百十四條—第一百二十五條)

第四節 漁具共済(第一百二十六條—第一百三十七條)

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業(第一百三十八條—第一百四十七條)

第五章 漁業共済基金

第一節 総則(第一百四十八條—第一百六十二條)

第二節 役員等(第一百六十三條—第一百七十五條)

第三節 業務(第一百七十六條—第一百八十八條)

第四節 財務及び會計(第一百八十一條—第一百八十八條)

第五節 監督(第一百八十九條—第一百九十條)

第六節 雑則(第一百九十一條—第一百九十四條)

第六章 国の助成(第一百九十五條—第一百九十六條)

第七章 罰則(第一百九十七條—第二百一十一條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又

は不慮の事故によつて受けることのある損失を補てんするため、その協同組織を基盤とする漁業共済団体の行なう漁業災害補償の制度及びその健全かつ円滑な運営を確保するための措置を定めて、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とする。

(漁業災害補償の制度)
第二条 漁業災害補償の制度は、漁業共済組合が行なう漁業共済事業及び漁業共済組合連合会が行なう漁業再共済事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その漁獲金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に關して必要な給付を行なう制度とする。

(定義)
第三条 この法律において「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいう。
一 漁業を営む個人
二 漁業を営む漁業協同組合
三 漁業生産組合
四 漁業を営む法人(前二号に掲げる者を除く)であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。)の合計総トン数が千トン(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合の組合員たる法人にあつては、二千トン)以下であるものをいう。

第二章 漁業共済団体の組織及び監督

第一節 総則

(漁業共済団体の目的)

第四条 漁業共済組合及び漁業共済組合連合会(以下「漁業共済団体」と総称する。は、中小漁業者の協同組織を基盤とする系統団体として、その協同組織を構成する中小漁業者のために、漁業共済事業又は漁業再共済事業を行なうことを目的とする。

(法人格)
第五条 漁業共済団体は、法人とする。

(名称)
第六条 漁業共済団体は、その名称中に「漁業共済組合」又は「漁業共済組合連合会」という文字を用いなければならない。

2 漁業共済団体でない者は、その名称中に「漁業共済組合」又は「漁業共済組合連合会」という文字を用いてはならない。

(地区)
第七条 漁業共済組合(以下「組合」という。)の地区は、一の都道府県の区域(特別の事由により農林大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る二以上の都道府県の区域)による。

2 漁業共済組合連合会(以下「連合会」という。)の地区は、全国の区域による。

(住所)
第八条 漁業共済団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)
第九条 漁業共済団体は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に

對抗することができない。

(事業)
第十条 漁業共済団体は、第四条の目的を達成するため、漁業共済事業又は漁業再共済事業及びこれらに附帯する事業を行なう。

(事業年度)
第十一条 漁業共済団体の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。ただし、設立当初の事業年度は、漁業共済団体の成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第二節 漁業共済組合

第一款 組合員

(組合員たる資格)
第十二条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて、組合の地区内に住所を有するものとする。

一 漁業協同組合
二 漁業協同組合連合会

第十三条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、一万円とする。

3 出資は、現金をもつて、出資の各口につきその全額を払い込むものとする。

4 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

5 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

(持分の譲渡)
第十四条 組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(組合の持分取得等の禁止)
第十五条 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(議決権)
第十六条 組合員は、各一個の議決権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第三十三条第三項の規定によりあらかじめ通知があつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(加入)
第十七条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

2 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき組合の承認を得て、引受出口数に相当する金額を払い込み、又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

(脱退)
第十八条 組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 解散

三 除名

2 除名は、定款で定める事由に該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この

場合には、組合は、その総会の会日の十日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつて組合員に対抗することができない。

第十九条 組合員は、九十日前までに予告して、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

(脱退者に対する払い戻し)
第二十条 組合員が脱退したときは、その者は、定款で定めるところにより、その出資額を限度として、その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

2 組合員が脱退した場合において、組合と当該組合員であつた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員(当該漁業協同組合を含む、他の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員であるもの)と農林省令で定めるものを除く。との間に漁業共済事業に係る共済契約が成立しているときは、当該組合は、農林省令で定める基準に従ひ、定款で定めるところにより、当該共済契約の全部が終了し又は失効する時まで、その脱退した者に対し、前項の払い戻しを停止することができる。

3 第一項の規定による請求権は、脱退の時(前項の規定により払い戻しを停止されたときは、払い戻しを請求することができるようになつた時)から二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(出資口数の減少)
第二十一条 組合員は、組合の承認を得て、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少させることができる。

2 組合員は、前項の規定により出資口数を減少しようとするときは、九十日前までに組合に予告しなければならない。

3 第一項の承認の基準は、出資口数を減少しようとする組合員の組合員又は会員に係る漁業共済事業の利用の状況等に応じて、農林省令で定める基準に従ひ、組合が定款で定めるものとする。

4 第一項の規定による出資口数の減少については、前条第一項及び第三項の規定を準用する。

第二款 管理
(定款に記載すべき事項)
第二十二条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 地区

四 事務所所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資の払込みの方法

七 漁業共済事業の種類

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金に関する規定

十 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定

十一 公告の方法

(共済規程)
第二十三条 組合は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 漁業共済事業の細目に関する事項

二 共済掛金に関する事項

三 共済金額に関する事項

四 共済責任に関する事項

五 漁業共済事業の実施の方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、共済契約の締結に関する事項その他農林省令で定める事項

2 農林大臣は、模範共済規程例を定めることができる。

(規約)
第二十四条 次に掲げる事項は、定款及び共済規程で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する事項

二 業務の執行及び会計に関する事項

三 役員に関する事項

四 組合員に関する事項

五 その他必要な事項

(役員の数及び選任)
第二十五条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において(合併による設立の場合には、設立委員が共同して)選任する。

4 理事の定数の少なくとも五分の三は、組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員(准組合員を除くもの)とし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、創立総会の開会までに引受けをした漁業協同組合連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員(合併による設立の場合には、合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合の組合員)でなければならない。

(役員の任期)
第二十六条 役員の任期は、三年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において(合併による設立の場合には、設立委員が共同して)定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第三十六条又は第七十四条の規定による解任の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少なくとも一人が就任するまで、なおその職務を行なう。

(役員の実務義務)
第二十七条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

重要な事項につき、第三十五条第一項に規定する書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(監事の兼職禁止)

第二十八条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第二十九条 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合の理事との訴訟についても、同様とする。

(総会の招集)

第三十条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第三十一条 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十二条 理事の職務を行なう者がいないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)
第三十三条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所

を組合に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 総会の招集の通知は、その会日の七日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第三十四条 理事は、定款、共済規程、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所
二 加入の年月日
三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第三十五条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

(役員解任の請求)

第三十六条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約の違反を理由として解任を請求する場合は、この限りでない。

2 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集し、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第三十二条の規定を準用する。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日の十日前までに当該請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員に関する商法等の準用)
第三十七条 役員については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)及び第二百五十六条第三項(取締役の任期の特例)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行)及び第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)の規定を、監事については、同法第五十九条(監事の職務)の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「農林大臣」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)

第三十八条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

3 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九条(共同支配人)、第四十一条(支配人の職務)並びに第四十二条(表見支配人)の規定を準用する。

第三十九条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の十日前までに当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の議決事項)

第四十条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 共済規程の変更

三 規約の設定、変更及び廃止

四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

2 定款又は共済規程の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第四十七条の規定を準用する。

(総会の議事)

第四十一条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)

第四十二条 次に掲げる事項は、総組合員の過半数が出席し、その議

決議の三分の二以上の多数による
議決を必要とする。

一定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

(総会に関する民法等の準用)

第四十三條 総会については、民法

第六十四條(總會の決議事項)及び

第六十六條(表決権のない場合)並

びに商法第二百四十三條(總會の

延期又は続行の決議)及び第二百

四十四條(總會の議事録)の規定を

準用する。この場合において、民

法第六十四條中「第六十二條」とあ

り、商法第二百四十三條中「第二

百三十二條」とあるのは、「漁業災

害補償法第三十三條第三項」と読

み替へるものとする。

第三款 設立

(発起人)

第四十四條 組合を設立するには、

その組合員にならうとする五以上

の漁業協同組合又は漁業協同組合

連合会が発起人となることを必要

とする。

2 発起人は、定款及び共済規程を

作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名しなけ

ればならない。

(創立總會)

第四十五條 発起人は、定款及び共

済規程を作成したときは、これら

を會議の日時、場所及び議題とと

もに公告して、創立總會を開かな

ければならない。

2 前項の規定による公告は、組合

員たる資格を有する者に周知させ

ることができよう方法で、会

日の十五日前までにしなければならない。

3 組合の設立に同意した組合員た

る資格を有する者(発起人を含

む)は、創立總會の開会までに、

書面によつて出資の引受けをしな

ければならない。

4 定款及び共済規程の承認、事業

計画の設定その他設立に必要な事

項の決定は、創立總會の議決によ

らなければならない。

5 創立總會においては、定款及び

共済規程を修正することができ

る。

6 創立總會の議事は、組合員たる

資格を有する者であつてその開会

までに出席し、その議決権の三

分の二以上で決する。

7 創立總會については、第十六

條、第四十一條第二項及び第三

項、民法第六十六條並びに商法第

二百四十三條及び第二百四十四條

の規定を準用する。この場合にお

いて、商法第二百四十三條中「第

二百三十二條」とあるのは「漁業災

害補償法第四十五條第一項」と、

同法第二百四十四條第二項中「取

締役」とあるのは「発起人」と読み

替へるものとする。

(設立の認可の申請)

第四十六條 発起人は、創立總會の

終了の後遅滞なく、定款、共済規

程及び事業計画を農林大臣に提出

して、設立の認可を申請しなけれ

ばならない。

(設立の認可)

第四十七條 農林大臣は、前條の認

可の申請があつた場合において、

次の各号の一に該当せず、かつ、

その事業がその地区に係る中小漁

業の実情に応じて総合的にその利

益を増進するのに足るものであ

り、あわせてその事業経営が健全

に行なわれ認められるときは、

設立の認可をしなければならない

い。

一 設立の手續又は定款、共済規

程若しくは事業計画の内容が、

法令又は法令に基づいてする行

政庁の処分違反するときは、

二 定款、共済規程又は事業計画

に、虚偽の記載があり、又は記

載すべき事項の記載が欠けてい

るとき。

三 組合員たる資格を有する者で

出資の引受けをしたものの数が

組合員たる資格を有する者の總

数の三分の一(農林省令で定め

る都道府県の区域をその地区と

する組合については、四分の一

を下らない範囲内において農林

省令で定める一定の割合)に達

しないとき。

四 地区の全部又は一部をその地

区の全部又は一部とする他の組

合が既に成立しているとき。

(理事の事務の引継ぎ)

第四十八條 設立の認可があつた

ときは、発起人は、遅滞なく、その

事務を理事に引き継がなければな

らない。

2 理事は、前項の規定による事務

の引継ぎを受けたときは、遅滞な

く、第四十五條第三項の規定によ

る出資の引受けをした者に対し、

その出資の払込みをさせなければ

ならない。

(成立の時期)

第四十九條 組合は、主たる事務所

の所在地において設立の登記をす

ることによつて成立する。

第四款 解散及び清算

(解散事由)

第五十條 組合は、次に掲げる事由

によつて解散する。

一 總會の議決

二 組合の合併

三 組合の破産

四 第七十四條の規定による解散

の命令

2 解散の決議は、農林大臣の認可

を受けなければ、その効力を生じ

ない。

3 農林大臣は、前項の認可の申請

があつた場合において、第一項第

一号の議決の手續が法令、法令に

基づいてする行政庁の処分又は定

款に違反しないと認められるとき

は、前項の認可をしなければならない。

4 組合は、第一項に掲げる事由に

よるほか、組合員が五人未満にな

つたことによつて解散する。

5 組合は、前項の規定により解散

したときは、解散の日から十五日

以内はその旨を農林大臣に届け出

なければならない。

(合併の手續)

第五十一條 組合が合併しようとし

るときは、總會において合併を議

決しなければならない。

2 合併は、農林大臣の認可を受け

なければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合

には、第四十七條の規定を準用す

る。

第五十二條 組合は、合併の議決を

したときは、その議決の日から十

五日以内に財産目録及び貸借対照

表を作らなければならない。

2 前項の組合は、同項の期間内

に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べ

べき旨を公告し、かつ、知れている

債権者には、各別にこれを催告し

なければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を

下つてはならない。

第五十三條 債権者が前條第二項の

一定の期間内に異議を述べなかつ

たときは、組合の合併を承認した

ものとみなす。

2 債権者が前條第二項の一定の期

間内に異議を述べたときは、組合

は、弁済をし、若しくは相當の担

保を供し、又は債権者に弁済を受

けさせることを目的として信託会

社若しくは信託業務を営む銀行に

相當の財産を信託しなければならない。

(新設合併の手續)

第五十四條 合併によつて組合を設

立するには、各組合の總會におい

て組合員のうちから選任した設立

委員が共同して定款及び共済規程

を作成し、その他設立に必要な行

為をしなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選

任については、第四十二條の規定

を準用する。

(合併の時期)

第五十五條 組合の合併は、合併後

存続する組合又は合併によつて設

立する組合が、その主たる事務所

の所在地において、合併による変

更

更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第五十六條 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がなす行なう事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(清算人)

第五十七條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五十八條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第五十九條 清算人は、組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により組合員に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

第六十條 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを總會に提出し

てその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第六十一條 組合の解散及び清算については、民法第七十三條(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條ノ二(清算人等の報酬)、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三十六條前段(管轄裁判所)、第三十七條前段(清算人の選任又は解任の裁判)並びに第三十八條(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは、「漁業災害補償法第五十七條」と読み替へるものとする。

第三節 漁業共済組合連合会

(會員たる資格)

第六十二條 連合会の會員たる資格を有する者は、組合とする。

(当然加入)

第六十三條 連合会が成立したときは、組合は、その時にすべて連合会の會員となる。連合会が成立した後組合が成立したときも、同様とする。

2 前項の場合における連合会に対する會員の出資の引受け及び払込みに關し必要な事項は、連合会の設立の発起人となつた會員及びそ

の設立に同意した會員に係るものを除き、農林省令で定める。

(脱退)

第六十四條 組合は、その解散により連合会から脱退する。

(共済規程)

第六十五條 連合会は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 漁業再共済事業の細目に関する事項

二 再共済掛金に関する事項

三 再共済金額に関する事項

四 再共済責任に関する事項

五 漁業再共済事業の実施の方法に關する事項

六 前各号に掲げるもののほか、農林省令で定める事項

(発起人)

第六十六條 連合会を設立するには、五以上の組合が発起人となることを必要とする。

(準用規定)

第六十七條 連合会の會員に關する事項については、第六十二條から第六十四條までに規定するもののほか、第十三條、第十四條第一項、第十三條及び第四項、第十五條、第十六條、第二十二條第一項及び第三項並びに第二十一條の規定を準用する。この場合において、第十三條第二項中「一万円」とあるのは、「十万円」と読み替へるものとする。

2 連合会の管理に關する事項については、第六十五條に規定するもののほか、第二十二條及び第二十四條から第四十三條までの規定を準用する。この場合において、第

二十五條第四項中「組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員(准組合員を除く)の」とし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。」とあり、「漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員」とあるのは、「組合の理事」と読み替へるものとする。

3 連合会の設立に關する事項については、前条に規定するもののほか、第四十四條第二項及び第三項並びに第四十五條から第四十九條までの規定を準用する。この場合において、第四十七條第三号中「数が組合員たる資格を有する者の總数の三分の一(農林省令で定める都道府県の区域をその地区とする組合については、四分の一を下らない範囲内において農林省令で定める一定の割合)に達しない」とあるのは、「地区があわせて十五以上の都道府県の区域を包括することとならない」と読み替へるものとする。

4 連合会の解散及び清算に關する事項については、第五十條及び第五十七條から第六十一條までの規定を準用する。

第四節 監督

(報告の徴収)

第六十八條 農林大臣は、漁業共済団体の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、漁業共済団体又は第百一條第一項の規定により組合から事務の

委託を受けた者(以下この節及び第百九十七條第二項において「受託者」という。)から、その業務又は財産の状況に關し必要な報告を徴することができる。ただし、受託者については、その委託された事務の範囲内に限る。

(請求検査)

第六十九條 組合員又は會員が、總組合員又は總會員の十分の一以上の同意を得て、農林大臣に対し、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計(受託者については、その委託された事務の範囲内に限る。以下この条、第七十一條及び第七十二條において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として当該漁業共済団体又は受託者の検査を行なうべき旨を請求したときは、農林大臣は、当該漁業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(常例検査)

第七十條 農林大臣は、漁業共済団体の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

(随時検査)

第七十一條 農林大臣は、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反する疑いがあるとき、何時でも、その漁業共済団体又は受託者の業務又は会

計の状況を検査することができ
る。

(必要措置命令)

第七十二条 農林大臣は、第六十八
条の規定により報告を徴した場合
又は第六十九条から前条までの規
定により検査を行なった場合にお
いて、漁業共済団体又は受託者の
業務又は会計が法令、法令に基づ
いて行政庁の処分又は定款、
共済規程若しくは規約に違反する
と認めるときは、当該漁業共済団
体又は当該受託者に事務を委託し
た漁業共済団体に対し、必要な措
置をとるべき旨を命ずることがで
きる。

(監督命令)

第七十三条 農林大臣は、前条の規
定によるほか、漁業共済事業又は
漁業再共済事業を適正円滑に行な
わせるため特に必要があるときは
は、漁業共済団体に対し、業務の
執行方法の変更その他監督上必要
な命令をすることができ。

(役員解任等の命令)

第七十四条 漁業共済団体が前二条
の規定による命令に違反したとき
は、農林大臣は、当該漁業共済団
体の役員を解任し、又は当該漁業
共済団体の解散を命ずることがで
きる。

(議決の取消)

第七十五条 組合員又は会員が、総
組合員又は総会員の十分の一以上
の同意を得て、総会の招集手続又
は議決の方法が法令、法令に基づ
いて行政庁の処分又は定款若
しくは規約に違反することを理由
として、その議決の日から三十日

以内に、その決議の取消しを請求
した場合において、農林大臣は、
その違反の事実があると認めると
きは、当該決議を取り消すことが
できる。

2 創立総会については、前項の規
定を準用する。

(権限の委任)

第七十六条 この節に規定する農林
大臣の権限は、政令で定めるところ
により、その一部を都道府県知
事に行なわせることができる。

第三章 漁業共済組合の漁業
共済事業

第一節 通則

(漁業共済事業の種類)

第七十七条 組合が行なう漁業共済
事業の種類は、次に掲げるとおり
とする。

- 一 漁獲共済
- 二 養殖共済
- 三 漁具共済

(漁業共済事業の内容)

第七十八条 漁獲共済は、被共済者
又はその構成員が営む漁業の共済
責任期間中の操業に係る漁獲金額
又は構成員を通ずる漁獲金額の合
計額が共済限度額に達しない場合
の被共済者又はその構成員の損失
について、被共済者に対し共済金
を交付する事業とする。

2 養殖共済は、被共済者が営む養
殖業に係る養殖水産動植物(養殖
中の水産動植物をいう。以下同
じ。)又は当該養殖水産動植物に係
る養殖施設(水産動植物の養殖の
用に供する施設で当該養殖業を営
む者が所有するものをいう。以下
同じ。)がその養殖中又は供用中に

流失し、損壊した等の場合の被共
済者の損害について、被共済者に
対し共済金を交付する事業とする
る。

3 漁具共済は、被共済者の所有す
る漁具が当該漁具をその用に供す
る漁業の操業中に損壊した等の場
合の被共済者の損害について、被
共済者に対し共済金を交付する事
業とする。

(漁業共済事業の実施)

第七十九条 組合は、政令で定める
ところにより、少なくとも、漁獲
共済及び養殖共済又はそのいずれ
か一の種類の漁業共済事業を行な
わなければならない。

(共済契約の成立)

第八十条 共済契約は、漁獲共済に
あつては第百四条に規定する種目
ごと、養殖共済にあつては第百十
四条に規定する養殖業の種類ごと
と、漁具共済にあつては共済目的
の種類たる漁具ごとに、農林省令
で定めるところにより、共済契約
を組合との間に締結することがで
きる者が共済規程で定める申込期
間内に共済規程で定める様式の申
込書を組合に提出して申し込み、
組合がこれを承諾することによつ
て成立する。

2 組合は、第百四条第二号に掲げ
る漁業に係る共済契約、同条第三
号に掲げる漁業若しくは第百十四
条第一号に掲げる養殖業に係る共
済契約(農林省令で定めるものに
限る。)又は同条第二号に掲げる養
殖業に係る共済契約については、共
済規程で定めるところにより、前
項の申込みを

する者に、当該共済契約に係る共
済掛金に充てるものとして共済規
程で定める金額の申込証拠金を提
供させることができる。

3 前項の申込証拠金の返還、共済
掛金への充當の方法その他精算に
関し必要な事項は、農林省令で定
める。

(共済契約の締結に関する制限)

第八十一条 組合は、共済契約の締
結の申込みがあつた場合において
て、当該共済契約について、これ
を締結するとすればその共済契約
に係る漁業、養殖水産動植物、養
殖施設又は漁具につき共済事故の
発生する見込みが確実であること
と、その他当該共済契約の締結に
よつて漁業共済事業の適正円滑な
運営を阻害することとなるおそれ
がある事由として農林省令で定め
る事由があるときは、当該共済契
約を締結してはならない。

2 組合は、正当な事由がなければ
は、共済契約の締結を拒んではな
らない。

(共済掛金の支払)

第八十二条 組合と共済契約を締結
した者(以下「共済契約者」とい
う。)は、当該共済契約に係る共済
責任期間の開始日の前日までに、
組合に共済掛金の全額(次項の規
定により分割支払をする場合にあ
つては、その第一回の支払金額)を
支払わなければならない。この場
合において、当該支払期限の五日
前までに共済掛金の金額を確定す
ることができないときは、農林省
令で定める基準に従い共済規程で
定めるところにより組合が定める

その概算金額(次項の規定により
分割支払をする場合にあつては、
その第一回の支払金額)により、
これを支払わなければならない。

2 漁獲共済に係る共済掛金は、農
林省令で定める事由がある場合に
は、分割して支払うことができる。

3 第一項の規定による共済掛金の
支払は、当該共済掛金が第百九十
五条の規定による補助に係るもの
であるときは、その補助に係る部
分を差し引いて得た金額によつて
すれば足りる。

4 第一項後段の規定により概算金
額をもつて支払つた場合の精算及
び第二項の規定による分割支払に
関し必要な事項は、農林省令で定
める。

5 第一項の規定による共済掛金の
支払をその支払期限までにしない
ときは、当該共済契約は、その効
力を失う。

(共済掛金の相殺の制限)

第八十三条 共済契約者は、組合に
支払うべき共済掛金につき、相殺
をもつて組合に対抗することがで
きない。

(共済証書)

第八十四条 組合は、共済契約者か
ら請求があつたときは、その者に
共済証書を交付しなければならな
い。

2 前項の共済証書に記載すべき事
項は、農林省令で定める。

(通常行なうべき管理等の義務)

第八十五条 被共済者(第百五条第
一項第一号に掲げる団体にあつ
ては、その構成員を含む。次条、第

八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。は、漁獲共済にあっては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあっては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物及び養殖施設、漁具共済にあっては当該共済契約に係る共済目的たる漁具につき、通常行なうべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 漁獲共済にあっては、被共済者

(第百五条第一項第一号ロに掲げる団体にあっては、その構成員。第九十三条第一項第八号において同じ。は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業につき、通常の操業を行なえる場合において、通常の中小漁業者の行なう漁獲努力を怠つてはならない。

(損害防止等の処置の指示) 第八十六条 組合は、被共済者に対して、前条第一項に規定する物について、損害の防止又は軽減のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、被共済者の負担した費用の全部又は一部は、農林省令で定めるところにより組合の負担とする。

(被共済者の遵守すべき事項)

第八十七条 組合は、被共済者が、帳簿を備えて、当該共済契約に係る漁業についての操業の状況若しくは漁獲物若しくは養殖水産動植物の販売、保管等の状況又は当該共済契約に係る養殖施設若しくは漁具についての供用の状況を記入すべきこと、これらの事項に関し

定期に又は必要のつど組合に通知すべきことその他被共済者の遵守すべき事項として農林省令で定める事項を共済規程において定めることができる。

2 前項の農林省令で定める被共済者の遵守すべき事項は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具についての共済事故による損失又は損害を適正に認定するため必要最少限度のものでなければならない。

(申込書記載事項の変更の通知) 第八十八条 被共済者は、第八十条第一項の申込書に記載した事項に変更があつたときは、第九十一条第二項の規定により通知すべき事項を除き、共済規程で定めるところにより、これを組合に通知しなければならない。

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第八十九条 被共済者が死亡し、又は合併により解散した場合には、その包括承継人は、農林省令で定める相当の期間内に組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができる。被共済者が、農林省令で定める方法により、当該共済契約に係る漁業の経営の全部を一体として譲り渡し、又は当該共済契約に係る共済目的たる漁具を譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

2 組合は、正当な事由がなければ、前項の承諾を拒んではならない。

(死亡、解散等の場合の共済契約の失効) 第九十条 前条第一項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしな

いとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかつたとき、又は同項に規定する場合以外の場合であつて被共済者から当該共済契約に係る漁業の経営の全部若しくは一部若しくは当該共済契約に係る共済目的たる漁具の譲渡があつたときは、当該共済契約は、当該承継の時にその効力を失う。

2 前項の規定により共済契約がその効力を失つたときは、当該共済契約に係る共済契約者又はその承継人は、農林省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

(共済契約の解除)

第九十一条 組合は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、基本的な操業、管理又は供用の条件又は方法の変更で共済規程で定めるものがあつたことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる。この場合には、その解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

2 被共済者は、当該共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、前項に規定す

る操業、管理又は供用の条件又は方法の変更があつたときは、遅滞なく、これを組合に通知しなければならない。

3 第一項の規定による共済契約の解除は、組合が前項の規定による通知を受け又は第一項に規定する操業、管理又は供用の条件又は方法の変更があつたことを知つた日から三十日を経過したときは、することができる。

4 被共済者は、第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者(第百五条第一項第一号ロに掲げる団体にあっては、その構成員を含む。)の責めに帰することができない事由によるときは、農林省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

(解散による共済契約の失効)

第九十二条 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、共済契約は、その効力を失う。

2 前項の場合には、組合は、農林省令で定めるところにより、共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部を払いもどさなければならない。

(免責事由)

第九十三条 次に掲げる場合には、組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

一 共済契約者が、悪意又は重大な過失によつて第八十条第一項の申込書に不実の記載をしたとき。

二 共済契約者が、正当な理由がないのに、第八十二条第一項後段の規定により共済掛金を同項後段の概算金額により支払つた場合におけるその精算金の支払又は同条第二項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第二回以降の支払金額の支払を遅滞したとき。

三 被共済者が、第八十五条の規定による義務を有する場合においてその義務を怠つたとき。

四 被共済者が、第八十六条前段の規定による指示に従わなかつたとき。

五 被共済者が、第八十七条第一項の規定により共済規程で定められる被共済者の遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

六 被共済者が、第八十八条の規定による通知をすべき事項のうち共済規程で定める重要事項に係る部分につき、通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

七 被共済者が、第九十一条第二項の規定又は第百二条において準用する商法第六百五十八条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

八 漁獲共済において、共済契約

に係る漁業につき第九十一条第一項に規定する操業の条件又は方法の変更による危険の著しい変更又は増加があつた場合以外の場合であつて、被共済者が漁船の損傷その他共済規程で定める事由により通じて共済規程で定める日数以上操業することができなかつたとき。

九 その他政令で定める特別の事由があるとき。

2 農林大臣は、必要があるときは、組合が前項の規定により支払を免れることができる共済金の金額並びに同項第八号の規定により共済規程で定める事由及び日数に關し必要な準則を定めることができる。

第九十四条 組合は、農林省令で定めるところにより、共済金の金額が少額であつて農林省令で定める金額に達しないときは、その支払の責めを負わない。

(共済金の金額の削減)

第九十五条 組合は、共済金の支払に不足を生ずるときは、農林省令で定めるところにより共済金の金額を削減することができる。

2 組合が前項の規定により共済金の金額を削減する場合において、その支払う共済金の金額は、連合会から支払を受ける再共済金の金額を下るものであつてはならない。

(共済掛金等に関する権利の消滅時効)

第九十六条 共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払いも

どしを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、三年間これを行なわなるときは、時効によつて消滅する。

(区分経理)

第九十七条 組合は、その会計を農林省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

(責任準備金の積立て)

第九十八条 組合は、毎事業年度の終りにおいて存する共済責任につき、農林省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(準備金の積立て)

第九十九条 組合は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

(財務についての農林省令への委任)

第一百条 前三条に規定するもののほか、組合がその財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、農林省令で定める。

(事務の委託)

第一百一条 組合は、共済規程で定めるところにより、その行なう漁業共済事業に係る事務のうち、共済契約の申込書の受理、漁獲物の販売金額の調査その他農林省令で定める事項に係るものを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に委託することができる。

2 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第十一条及び第八十七条の規定にかか

わらず、前項の規定による委託を受け、同項に規定する事務を行なうことができる。

(商法の準用)

第一百二条 組合の漁業共済事業については、商法第六百四十二条（事故発生等の確定による契約の無効）、第六百四十三条（契約の無効の効果）、第六百五十八条（保険契約者等の通知義務）及び第六百六十二条（第三者に対する権利の取得）の規定を準用する。

(特別の場合の措置)

第一百三条 この章に規定するもののほか、組合の行なう漁業共済事業の適正円滑な運営を確保し、及び被共済者の当該漁業共済事業による利益を増進するため特に必要がある事項については、その必要の範囲内において、政令で、組合又は被共済者（被共済者となる者を含む。）が遵守すべき準則を定めることができる。

第二節 漁獲共済

(漁獲共済の対象とする漁業及び種目)

第一百四条 漁獲共済は、次に掲げる漁業につき行なうものとし、その種目は、その対象とする漁業の種類により第一号に掲げる漁業の各種類、第二号に掲げる漁業及び第三号に掲げる漁業の各種類ごとに区分する。

一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第四項第一号の第一種区画漁業（そだを敷設する等簡易な方法により営むものに限る。）、同項第三号の第三種区画漁業及び共同漁業権

に基づく同条第五項第一号の第一種共同漁業（以下この条において「区画漁業等」と総称する。）であつて、政令で定めるもの

二 総トン数十トン未満の漁船により行なう漁業（区画漁業等及び政令で定めるものを除く。）

三 区画漁業等、前号に掲げる漁業及び第一百十四条に掲げる漁業以外の漁業であつて、政令で定めるもの

(被共済者の資格)

第一百五条 漁獲共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、漁獲共済の種目ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員

ロ 組合員の直接の構成員で政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定め

る一定の水域内において当該種目に係る漁業を営む中小漁業者の全員をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林省令で定める事項について農林省令で定める基準に従つた規約を有する団体

二 前条第二号又は第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、当該種目に係る漁業を営む組合員又は

組合員の直接の構成員たる中小漁業者

2 漁獲共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者は、被共済資格者でなくなつた場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

(共済契約者に関する制限)

第一百六条 漁獲共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、漁獲共済の種目ごとに、当該種目に係る被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第一百七条 一の漁業単位につき漁獲共済に係る共済契約を締結している者は、その漁業単位については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする他の共済契約を締結することができない。

第一百八条 第一百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごとに、農林省令で定めるところにより、総トン数一ト

ン以上の動力漁船により当該漁業を営む被共済資格者のうち当該区域内に住所を有するものの二分の一以上の者からの当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがある場合でなければ、組合は、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有する同号に掲げる漁業を営む被共済資格者と、当該漁獲共済に係る

共済契約を締結することができない。

2 前項に規定する漁獲共済については、同項の規定によるほか、一の共済契約により、被共済者となる者の営む第百四条第二号に掲げる漁業のすべてが一体として当該共済に付されることがなる場合でなければ、組合は、その者と当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

(共済責任期間)
第百九条 漁獲共済の共済責任期間は、漁獲共済の種目ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種目に係る漁業の漁業時期(周年操業をするものについては一年間とし、第百四条第一号に掲げる漁業についてはその漁業の目的である水産動植物の成育期間を含むものとする。)を基準として、共済規程で定める期間とする。

2 第百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての共済責任期間は、前条第一項の都道府県知事の定める区域ごとに単一となるように定めなければならない。

(共済金額)
第百十條 漁獲共済の共済金額は、共済限度額をこえない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 前項の規定により共済金額を定める場合において、漁獲共済の種目のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめ共済金額の最高限度を定めていると

きは、その限度をこえて定めることができない。

3 第百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての共済金額は、前二項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができない。

(共済限度額)
第百十一條 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額(第百四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第一号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通過する当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この項において同じ。)を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に關し近似する事情の存する当該種目の漁獲共済の他の被共済資格者(以下この項において「近似被共済資格者」という。)の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を勘案して組合が定める金額(以下「基準漁獲金額」という。)に、百分の九十をこえない範囲内において当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の年ごとの変動の態様に応じて農林省令で定める割合(以下「限度額率」という。)を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

(純共済掛金率)
第百十二條 漁獲共済の純共済掛金率は、被共済資格者に係る基準漁獲金額、限度額率その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに應ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林大臣は、漁獲共済につき、基準漁獲金額、限度額率その他前項の農林大臣の定める事項に應じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

(純共済掛金率)
第百十二條 漁獲共済の純共済掛金率は、被共済資格者に係る基準漁獲金額、限度額率その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに應ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

令で定める事故とする。

(被共済者の資格)
第百十六條 養殖共済の被共済者たる資格を有する者(以下この節において「被共済資格者」という。)は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に應じ、第百十四条第一号に掲げる養殖業に属するものにあつては当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの、同条第二号に掲げる養殖業に属するものにあつては組合の地区に係る地先水面において当該養殖業を営む者とする。

2 養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第百五条第二項の規定を準用する。

(共済契約者に関する制限)
第百十七條 養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする養殖業の種類ごとに、当該種類の養殖業に係る養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)
第百十八條 第百十四条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、一の事業場において営む当該養殖業に係る養殖水産動植物で当該養殖共済において共済目的とすることができもののすべてを共済目的とし、その養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物(当

2 養殖共済の共済事故は、養殖水産動植物にあつてはその養殖中における死亡、発芽不良、滅失、流失及び逃亡並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故、養殖施設にあつてはその供用中における損壊(農林省令で定める程度のものに限る)、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政

該養殖水産動物と同種のものに限る。がある場合にはそのすべてを共済目的とするを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

2 前項に規定する養殖共済については、養殖施設は、養殖水産動物物につき同項の要件をみたして共済契約を締結する場合であつて、その者が当該養殖共済において共済目的とすることができ養殖施設（以下この項において「共済目的施設」という。）で当該養殖水産動物物の養殖の用に供するものすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に追加する共済目的施設で当該養殖水産動物物（当該共済責任期間中に追加される前項の養殖水産動物物を含む。）の養殖の用に供するものがある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約するときに限り、これにつき組合と其の者との間に共済契約を締結することができる。

3 第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林省令で定める養殖業の種類ごと及び政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域（以下「単位漁場区域」という。）ごとに、次の各号のすべてに該当する場合でなければ、組合は、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者と共済契約を締結することができない。

一 当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む者の二分の一以上の者、組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者であるとき。

二 農林省令で定めるところにより、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の全員から当該種類の養殖業に係る養殖共済の共済契約の締結の申込みがあつたとき。

三 前号の申込みのすべてが、当該単位漁場区域内においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動物物及び養殖施設で共済目的とすることができ養殖共済のすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動物物（当該養殖水産動物物と同一のものに限る。）及び附加する養殖施設がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する申込みであるとき。

4 一の養殖共済に係る共済契約において共済目的としている養殖水産動物物又は養殖施設（農林省令で定める養殖水産動物物又は養殖施設を除く。）は、重ねて、他の養殖共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

（共済責任期間）
第百十九条 養殖共済の共済責任期間は、対象とする養殖業の種類ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種類の養殖業の養殖時期（周年操業をするものについて

は、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

2 第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済について共済責任期間は、単位漁場区域ごとに単一となるように定めなければならない。

（共済金額）
第百二十条 養殖水産動物物及び養殖施設の共済金額は、それぞれ、その共済価額をこえない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により同項の割合を定める場合において、養殖業の種類のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

3 第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る第一項の割合は、単位漁場区域ごとに単一となるように定めなければならない。

（共済価額）
第百二十一条 前条第一項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖水産動物物ごと及び養殖施設ごとに、農林省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖水産動物物（当該共済責任期間中に追加されるものを含む。）又は養殖施設（当該共済責任期間中に追加されるものを含む。）の数量を乗じて得た金額とする。

2 養殖水産動物物についての前項の単位当たり共済価額は、農林省令で定めるところにより、当該養殖水産動物物と同一の水産動物物を当該養殖業に係る標準的な経営において養殖したとした場合において必要とする当該水産動物物の養殖の標準的な終了時までの当該養殖に係る経費の金額の合計額を基礎とし、当該標準的な経営における当該養殖の開始時からの経過期間に応じて算出される経過期間ごとの当該経費の金額として組合が共済規程で定める金額により、共済契約ごとに、当該共済目的の共済責任期間の終了時における経過期間に対応する金額とする。

3 養殖施設についての第一項の単位当たり共済価額は、共済契約ごとに、農林省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

（純共済掛金率）
第百二十二条 養殖共済の純共済掛金率は、共済目的となる養殖水産動物物又は養殖施設、当該養殖業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに応ずる次項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林大臣は、養殖共済につき、養殖水産動物物又は養殖施設の種類の、養殖業の種類その他前項の農林大臣の定める事項に応じて基準

共済掛金率を定めなければならない。

（てん補の責めを負わない損害）
第百二十三条 共済目的の種類たる養殖水産動物物で農林省令で定めるものについては、当該養殖水産動物物の農林大臣の定める一定の単位ごとに、当該単位に係る共済目的の全部について共済事故による損害が生じた場合でなければ、組合は、当該単位に係る共済目的につき、損害をてん補する責めを負わない。

2 前項の規定によるほか、戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。

（共済金）
第百二十四条 養殖共済の養殖水産動物物に係る共済金は、次に掲げる場合に支払ふものとし、その金額は、共済契約ごとに、当該共済目的についての共済事故による損害額に、当該共済契約に係る第百二十条第一項の割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動物物で農林省令で定めるものにあつては、その金額にさらに農林省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

一 第百十四条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業又は農林省令で定める種類の同条第二号に掲げる養殖業に係る養殖共済については、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量（前条の規定によつて組合

がてん補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。以下「損害数量」という。）が農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生、直前の当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

二 第一百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業（前号の農林省令で定める種類のものを除く。）に係る養殖共済については、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故に係る損害数量が農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生、直前の当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

三 前二項の損害額は、当該共済事故に係る損害数量（養殖施設については、農林省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整をほどこした数量）に当該共済目的の第二百二十一条第一項の単位当たり共済価額を乗じ、これにさらに当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

（商法の準用）
第二百二十五条 養殖共済については、商法第六百三十一条（超過保険）及び第六百六十一条（保険の目的に関する権利の取得）の規定を準用する。

第四節 漁具共済

（共済目的及び共済事故）

第二百二十六条 漁具共済の共済目的は、漁網その他の漁具であつて、政令で定めるものとする。

2 漁具共済の共済事故は、共済目的たる漁具をその用に供する漁業の操業中における損壊（農林省令で定める程度のものに限る。）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

（被共済者の資格）

第二百二十七条 漁具共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者とする。

2 漁具共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第五百五条第二項の規定を準用する。

（共済契約者に関する制度）
第二百二十八条 漁具共済に係る共済契約を組合との間に締結することのできる者は、被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）
第二百二十九条 一の漁具共済に係る共済契約において共済目的としている漁具は、重ねて、他の漁具共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

2 組合は、共済目的の種類たる漁具につき、農林省令で定めるところにより共済規程をもつて、漁具共済に係る共済契約において共済目的とすることができないものの範囲を定めるものとする。

（共済責任期間）
第二百三十条 漁具共済の共済責任期間は、共済目的の種類ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種類の漁具をその用に供する漁業の漁業時期（周年操業をする漁業に係るものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

（共済金額）
第二百三十一条 漁具共済の共済金額は、共済価額をこえない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により同項の割合を定める場合において、共済目的の種類のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

（共済価額）
第二百三十二条 前条第一項の共済価額は、共済契約ごとに、農林省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

（純共済掛金率）
第二百三十三条 漁具共済の純共済掛金率は、共済目的の種類、共済責任期間の日数その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて、組合が共済規程で定めるところにより定める割合とする。

2 前項の規定により純共済掛金率を定める場合において、共済目的の種類のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめその基準となる率を定めているときは、その基準となる率を下つて定めることができない。

（てん補の責めを負わない損害）
第二百三十四条 戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他の政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。

（共済金）
第二百三十五条 漁具共済の共済金の金額は、共済金額に、共済責任期間の開始日から共済事故の発生日までの期間に応じ、農林省令で定めるところにより共済規程で定

める割合を乗じて得た金額とする。

（可分漁具に係る特例）
第二百三十六条 共済目的の種類たる漁具のうち、多数の代替性のある同種の構成部分（その予備品を含む。）からなる一の漁具で、これを使用する場合以外の場合にはおおよそ部分として保管され、かつ、その組立て及び分解を単純な操作で行なうことができるもの（農林省令で定めるものに限る。）を共済目的とする漁具共済に係る共済事故、共済金額、共済価額及び共済金に關しては、第二百二十六条第二項、第二百三十一条、第二百三十二条及び前条の規定にかかわらず、その漁具共済を適正円滑に行なうため必要のある範囲内において、政令で定めるところにより、農林省令で、特例を定めることができる。

（商法の準用）
第二百三十七条 漁具共済については、商法第六百三十一条及び第六百六十一条の規定を準用する。

第四章 漁業共済組合連合会
（漁業再共済事業）
第二百三十八条 連合会が行なう漁業再共済事業は、会員が第七十七条に掲げる漁業共済事業によつて被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業とする。

（再共済契約の当然成立）
第二百三十九条 会員と被共済者との間に漁業共済事業に係る共済契約が成立したときは、これによつて、連合会と当該会員との間に当

てん補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。以下「損害数量」という。）が農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生、直前の当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

該共済契約についての漁業再共済事業に係る再共済契約が成立するものとする。

(再共済金額)

第四百四十条 連合会の再共済金額は、共済契約に係る共済金額に百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(純再共済掛金率)

第四百四十一条 連合会の純再共済掛金率は、次に掲げるとおりとする。

一 漁獲共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約に係る純共済掛金率の限度となつた基準共済掛金率と同率

二 漁具共済に係るものにあつては、共済契約に係る純共済掛金率(農林大臣が第百三十三条第二項の規定により基準率を定めているものについては、純共済掛金率の限度となつたその基準率)と同率

(再共済掛金の払いもどし)

第四百四十二条 会員は、第九十条第二項、第九十一条第四項若しくは第九十二条第二項の規定又は第百四十三条の規定により共済掛金の払いもどしをしなければならぬときは、農林省令で定めるところにより、連合会に対し、再共済掛金の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

(再共済金)

第四百四十三条 連合会の再共済金の金額は、会員が支払うべき共済金

の金額に第百四十条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(通知義務)

第四百四十四条 会員は、共済契約を締結したときは、連合会の共済規程で定めるところにより、連合会に対し、当該共済契約に關し必要な事項を通知しなければならない。

2 会員は、前項の規定により通知した事項に変更があつたとき、又は共済契約がその効力を失つたときは、連合会の共済規程で定めるところにより、遅滞なく、これを連合会に通知しなければならない。

第四百四十五条 会員は、漁業再共済事業の適正円滑な運営を確保するため必要と認められる農林省令で定める事項を連合会の共済規程で定めるところにより、連合会に通知しなければならない。

(免責事由)

第四百四十六条 次に掲げる場合には、連合会は、再共済金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 会員が、法令又は会員の共済規程に違反して共済金を支払つたとき。

二 会員が、損失又は損害の額を不当に認定して共済金を支払つたとき。

三 会員が、正当な理由がないのに、再共済掛金の支払を遅滞したとき。

四 会員が、第百四十四条又は前条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、

又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(準用規定)

第四百四十七条 連合会の漁業再共済事業については、第八十三条、第九十二条、第九十六条から第百条まで及び第百三条並びに商法第六百六十一条及び第六百六十二条の規定を準用する。

第五章 漁業共済基金

第一節 総則

(目的)

第四百四十八条 漁業共済基金は、漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的とする。

(法人格)

第四百四十九条 漁業共済基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四百五十条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第四百五十一条 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員及び評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 基金は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第百五十七条に規定する出資者に通知しなければならない。

(資本金)

第四百五十二条 基金の資本金は、次条第一項及び第二項の規定により政府が出資する金額、同条第三項の規定により都道府県が出資する金額並びに同条第四項の規定により漁業共済団体が出資する金額の合計額とする。

(出資)

第四百五十三条 政府は、基金の設立に際し、基金に二億五千万円を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができる。

4 漁業共済団体は、基金に出資することができる。

第四百五十四条 都道府県及び漁業共済団体についての出資一口の金額は、十万円とする。

第四百五十五条 基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

(持分の払いもどし等の禁止)

第四百五十六条 基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第四百五十七条 政府以外の出資者(第百九十二条第二項並びに第百九十三条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。)は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失ふことができる。

(持分の譲渡)

第四百五十八条 出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 都道府県又は漁業共済団体でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(持分の共有の禁止)

第四百五十九条 出資者は、持分を共有することができない。

(登記)

第四百六十条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第百六十一條 基金でない者は、漁業共済基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第百六十二條 基金については、民法第四十條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定を準用する。

第二節 役員等

(役員)

第百六十三條 基金に、役員として、理事長一人及び監事一人を置く。

2 基金に、役員として、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第百六十四條 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 監事は、基金の業務を監査する。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

(役員の任命)

第百六十五條 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第百六十六條 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ、(役員資格条項)

第百六十七條 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員解任)

第百六十八條 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員解任)

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ、

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、

二 職務上の義務違反があると認められるとき、

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第百六十九條 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第百七十條 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

第百七十一條 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第百七十二條 基金の職員は、理事長が任命する。

(評議員会)

第百七十三條 基金に評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、第四項に掲げる事項その他基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項に規定する事項に関し、理事長に意見を述べることができ、

4 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の変更

三 予算、事業計画及び資金計画の作成及び重要な変更

四 財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成

第百七十四條 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

2 評議員は、出資者たる都道府県の長又はその推薦する者、出資者たる漁業共済団体の代表者及び基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 評議員の任期は、二年とする。

4 評議員については、第百六十六條第一項ただし書及び第二項並びに第百六十八條第二項の規定を準用する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第百七十五條 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務)

第百七十六條 基金は、第百四十八條の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に關して必要とする資金の貸付け

二 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に關して金融機関に対し負担する債務の保証

三 第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

(業務方法書)

第百七十七條 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 基金は、前項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書(変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分)を出資者に送付しなければならない。

第百七十八條 前条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸付金の金額の合計額及び債務保証の金額の合計額の最高限度

二 漁業共済団体当たりの貸付金の金額及び債務保証の金額の最高限度

三 貸付金の利率、償還期間その他の貸付条件並びに債務保証をする資金の借入期間の最高限度及び被保証人の遵守すべき条件

四 貸付契約及び保証契約の締結及び変更に関する事項

五 保証債務の弁済並びに求償権の行使方法及び償却に関する事項

六 金銭の寄託の引受けの条件

七 余裕金の運用の方法

八 その他農林省令で定める事項

(業務の委託)

第百七十九條 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行ない、漁業協同組合連合会その他農林大臣の指定する金融機関に対し、業務方法書で定めるところにより、その業務(貸付けの決定及び債務保証の決定を除く)の一部を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第百九十条及び第百九十一条において「受託者」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、

は、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

4 第一項に規定する漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第八十七条第四項の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

(貸付金等の使用)

第百八十条 漁業共済団体は、基金からの貸付金又は基金の保証に係る借入金共済金又は再共済金の支払以外の目的に使用してはならない。

2 漁業共済団体が前項の規定に違反して貸付金又は借入金を他の目的に使用したときは、基金は、業務方法書で定めるところにより、当該漁業共済団体に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第百八十一条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第百八十二条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による認可を受けた場合には、第百七十七条第二項の規定を準用する。

(財務諸表)

第百八十三条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第百八十四条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第百八十五条 基金は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ、
2 前期の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

ならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第百八十六条 基金は、次に掲げる方法によるほか、その業務上の余裕金を運用してはならない。

一 農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金
二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第百八十七条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め又はこれを變更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

(農林省令への委任)

第百八十八条 この章に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節 監督

(監督)

第百八十九条 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、
(報告及び検査)

第百九十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは受託者に對して報告をさせ、又はその職員に、基金若しくは受託者の事務所

に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に對しては、その委託された業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雑則

(出資者に対する通知又は催告)

第百九十一条 基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所(出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)

第百九十二条 基金は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 出資者及び基金の債権者(基金が保証契約を締結している金融機関を含む。)は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(解散)

第百九十三条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができ金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第百九十四条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第百五十一条第二項、第百七十七條第一項、第百八十二条第一項又は第百八十五条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第百七十八條第八号又は第百八十八條の農林省令を定めようとするとき。

三 第百七十九條第一項又は第百八十六条第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 第百八十三条第一項又は第百八十七條の承認をしようとするとき。

第六章 国の助成

(共済掛金の補助)

第百九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する漁具を共済目的として漁具共済に係る共済契約を締結している場合には当該漁具共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一 第百四十二条第一号に掲げる漁業に属する漁業又は同条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者

二 第百四十二条第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済又は第百四十二条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲共済又は養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するものの

(補助金の交付の方法)

第百九十六条 前条の規定による共済契約者に対する補助金は、当該共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てられるため、当該組合に交付する。

2 前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てるため、連合会に交付することができる。

第七章 罰則

第百九十七条 第六十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十九条から第七十一条までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 漁業共済団体の役員若しくは受託者の代表者又は漁業共済団体若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその漁業共済団体の業務又は受託者の受託した事務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業共済団体又は受託者に対しても同項の刑を科する。

第百九十八条 第百九十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第百九十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により出資者に通知又は書類の送付をしななければならない場合において、その通知又は書類の送付をしなかつたとき。

三 第百五十六条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四 第百五十六条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第百六十条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六 第百七十六条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第百八十六条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第百八十九条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九 第百九十二条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第二百条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 漁業共済団体がこの法律の規定により行なうことができる事業以外の事業を行つたとき。

三 第九十一条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十五条(第六十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第十七条第一項の規定に違反して組合への加入を拒み、又は第十八条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

六 第二十八条(第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して兼職したとき。

七 第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条(これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合及び第三十二条の規定を第三十六条第四項後段(第六十七条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して總會を招集しなかつたとき。

八 第三十四条又は第三十五条(これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十四条第三項若しくは第三十五条第二項

(これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。))の規定による閲覧を拒んだとき。

九 第三十六条第四項前段若しくは第五項又は第三十九条第四項(これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

十 第五十条第五項(第六十七条第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反して解散の届出をしなかつたとき。

十一 第五十二条又は第五十三条第三項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十二 第五十八条又は第六十条(これらの規定を第六十七条第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十三 第五十九条(第六十七条第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十四 第六十一条(第六十七条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十五 第六十一条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十六 第六十一条において準用する民法第八十一条第一項の規定

に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 第七十二条の規定による命令に従わなかつたとき。

十八 第九十七条から第九十九条まで（これらの規定を第百四十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百一条 第六条第二項又は第百六十一条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、中小漁業者の漁業事情の推移並びに漁業共済団体の行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の実施の状況に応じ、この法律に基づく漁業災害補償の制度における共済掛金率、共済責任の負担区分等に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（連合会の行なう漁業共済事業）

第三条 連合会は、漁業再共済事業及びこれに附帯する事業のほか、政令で定めるところにより、漁業共済事業及びこれに附帯する事業を行なうことができる。ただし、その漁業共済事業においては、その共済責任期間の開始日を昭和四十一年四月一日以後の日とする共済契約は、締結することができない。

2 前項の規定により連合会が行なう漁業共済事業については、第二十三条、第三章（第七十九条及び第九十五条第二項を除く）、第百九十五条及び第百九十六条第一項の規定を準用する。この場合において、第百五十五条第一項、第百六十一条第一項、第百六十八条第三項第一号及び第百二十七条第一項中「組合員」とあるのは「漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、その住所のある地の属する都道府県の区域をその地区の全部又は一部とする組合の存しないもの」と、第百六十六条第一項中「組合の地区」とあるのは「どの組合の地区にも含まれていない地域」と読み替へるものとする。

3 前項後段に規定するもののほか、同項前段の場合において、当該準用に係る規定について必要な技術的調整等は、政令で定める。

4 第二項において準用する第百一条第一項の規定により連合会から事務の委託を受けた者については、第六十八条、第六十九条、第七十一条、第七十二条及び第七十六條の規定を準用する。

5 前項において準用する第六十八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項において準用する第六十九條若しくは第七十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、第百九十七条の規定を準用する。

6 連合会が第二項において準用する第九十七条から第九十九条までの規定に違反した場合には、第二

百条の規定を準用する。

（共済会からの承継に係る事業）

第四条 連合会は、農林大臣の認可を受けて、全国水産業協同組合共済会（以下この条において「共済会」という。）と、共済会が水産業協同組合法第百条の四第一項の規定によつて行なう共済事業のうち農林大臣の認可を受けた漁獲共済規程及び漁具共済規程に基づいて行なう漁獲共済及び漁具共済の事業において昭和三十九年四月一日から連合会の成立の日の前日までの間に締結した共済契約（以下この条において「特定共済契約」という。）に基づく権利義務を一体として承継する旨の契約を締結し、当該承継に係る事業を行なうことができる。

2 前項の規定による契約の締結は、連合会が成立した日から三十日以内にしなければならない。

3 第一項の規定による契約の締結があつた場合において、共済会が特定共済契約に基づき同項の規定による契約の締結時までに支払を受けた共済掛金の合計額（その時まで返還した当該共済掛金に係る返還金の金額を除く。）が特定共済契約に基づき同項の規定による契約の締結時までに支払つた共済金の合計額（その時まで返還を受けた当該共済金に係る返還金の金額を除く。）をこえるときは、共済会は、そのこえる部分の金額（農林省令で定めるところにより算出する一定の金額を除く。）に相当する金額を農林省令で定める期

日までに連合会に交付しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による契約の締結及び当該承継に係る事業の実施並びに前項の規定による金額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（基金の設立）

第五条 農林大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第六条 農林大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第七条 設立委員は、定款を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受け、たときは、都道府県及び漁業共済団体に対し、基金に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府並びに出資の募集にに応じた都道府県及び漁業共済団体に、出資金の払込みを求めなければならない。

5 前項の規定により払込みを求められたときは、政府は第百五十三條第一項の出資金の全額を、出資の募集に応じた都道府県及び漁

業共済団体はその引き受けた出資金の全額を払い込まなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第五條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 第百九十四条の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合に準用する。

第八條 附則第五條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第九條 基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（成立当初の資本金）

第十條 基金の成立当初における資本金は、四億円を下るものであつてはならない。

（増資）

第十一條 基金は、その成立の時に、その資本金（政府及び都道府県以外からの出資する部分の金額が二億五千万円に満たないときは、その成立の日から一年を経過する日までに、資本金の金額のうち政府以外の者の出資する部分の金額が二億五千万円以上の金額となるようにその資本金を増加するものとする。）

（経過規定）

第十二條 基金の最初の事業年度は、第百八十一条の規定にかかわ

らず、その成立の日始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第百八十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第十四条 この法律の施行の際現に、その名称中に漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会という文字を使用している者又は漁業共済基金という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 第六条第二項又は第百六十一条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(登録税法の一部改正)
第十五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「魚種安定基金」の下に「漁業共済組合、漁業共済組合連合会、漁業共済基金」を、「魚種安定基金法」の下に「漁業災害補償法」を加える。

(印紙税法の一部改正)
第十六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ五中「農業共済基金」の下に「又ハ漁業共済基金」を加え、同条第六号中「若ハ農事組合法人」を「農事組合法人、漁業共済組合若ハ漁業共済組合連

合会」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)
第十七条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「漁業信用基金協会」の下に「漁業共済組合、漁業共済組合連合会」を加える。

(所得税法の一部改正)
第十八条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「海外経済協力基金」の下に「漁業共済組合及び同連合会」を、「農業共済組合及び同連合会」の下に「漁業共済基金」を加える。

(法人税法の一部改正)
第十九条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業信用基金協会」の下に「漁業共済組合及び同連合会」を、「農業共済組合及び同連合会」の下に「漁業共済基金」を加える。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)
第二十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。
十九年法律第 号
(農林省設置法の一部改正)
第二十一条 農林省設置法(昭和二

十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第三号中「漁業信用基金協会」の下に「漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、漁業共済基金」を加える。

(地方税法の一部改正)
第二十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「農業信用基金協会」の下に「漁業共済組合及び漁業共済組合連合会」を、「農業共済組合及び同連合会」の下に「漁業共済基金」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第二十三条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次に掲げる法律」の下に「又は法律の規定を加え、同条に次の一号を加える。

十二 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第 号)第二章

理由
中小漁業者がその営む漁業につき不慮の事故等によつて受けることのある損失を補てんするため、その相互救済の精神を基調とする漁業災害補償の制度を樹立して、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

肥料価格安定等臨時措置法案
肥料価格安定等臨時措置法
(目的)

第一条 この法律は、肥料の価格の安定を図るため、その取引を適正かつ円滑にするのに必要な措置を講じ、あわせて肥料の輸出を調整するため、その輸出体制を整備し、もつて農業及び肥料工業の健全な発展に資することを目的とする。

(価格取決め)
第二条 硫酸アンモニアその他価格の安定を図ることが特に必要であると認められる肥料であつて政令で定めるもの(以下「特定肥料」という。)の生産業者及び販売業者(第五条の輸出会社を除き、特定肥料を生産業者から直接買入れるものに限る。以下第四条までにおいて同じ。)は、その双方又はいづれか一方がそれぞれ共同して、締結の日の十五日前までに農林大臣及び通商産業大臣に届け出て、特定肥料の価格について、取決めを締結することができる。

2 農林大臣及び通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、届出に係る取決めが次の各号に適合するものでないことを認めるときは、その取決めの締結前に、その取決めを締結しようとする者に対し、その取決めの変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一 農業又は肥料工業の健全な発展に支障を与えるものでないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 その取決めに参加し、又はその取決めから脱退することを不当に制限しないこと。

四 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

五 その取決めに締結しようとする者の当該特定肥料の生産額及び国内向け販売額(生産業者から直接買入れた当該特定肥料の国内向け販売額に限る。以下同じ。)がそれぞれ当該特定肥料の生産額の総額及び国内向け販売額の総額に対し相当の比率を占めていること。

3 農林大臣及び通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る取決めが前項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その取決めに締結している者に対し、その変更又は廃止を命じなければならない。

4 第一項の規定による届出に係る取決めに締結している者は、その取決めに廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。

(資料の交付等)
第三条 特定肥料の生産業者及び販売業者は、前条第一項の取決めに締結しようとするときは、農林大臣及び通商産業大臣に対し、その取決めの締結のため必要な資料の交付を求めることができる。

2 農林大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により資料の交付を求められた場合において、前条第一

項の取決めの締結を促進するため
必要があるとき、当該
生産業者及び販売業者に對し、当
該資料を交付する。

3 農林大臣及び通商産業大臣は、
必要があるとき、特定
肥料の生産業者及び販売業者に對
し、前条第一項の取決めの締結に
關し必要な勧奨又は助言を行なう
ものとする。

(調停)

4 農林大臣及び通商産業大臣
は、特定肥料の生産業者及び販売
業者が第二條第一項の取決めの締
結について相当期間にわたり努力
したにもかかわらずその取決めに
締結することができず、その双方
又はいずれか一方から申請があつ
た場合において、特に必要がある
と認めるときは、調停を行なうも
のとする。

(日本硫安輸出株式会社)
第五條 昭和二十九年八月十日に設
立された日本硫安輸出株式会社
(以下「輸出会社」といふ)は、硫
酸アンモニアその他アンモニア系
窒素肥料であつて政令で定めるも
の(以下「硫安」といふ)の輸出に
關する事業を經營することを目的
とする株式会社とする。

(商号の使用制限)
第六條 輸出会社以外の者は、その
商号中に日本硫安輸出株式会社と
いふ文字を使用してはならない。

(事業の範圍)
第七條 輸出会社は、次の事業を營
むものとする。

一 輸出用の硫安の譲受け
二 硫安の輸出

三 輸出業者に對する輸出用の硫
安の譲渡

四 前三號の事業に附帶する事業
(譲受計画の承認)

第八條 輸出会社は、硫安の譲受計
画を定め、通商産業大臣の承認を
受けなければならない。

2 前項の承認は、政令で定めると
ころにより農林大臣及び通商産業
大臣が定めるアンモニア系窒素肥
料の需給見通しに基づいてしなけ
ればならない。

3 通商産業大臣は、第一項の承認
をしようとするときは、農林大臣
の同意を得なければならない。

4 農林大臣及び通商産業大臣は、
第二項の需給見通しを定めたとき
は、遅滞なく、これを關係者に通
知しなければならない。

(定款の変更等)
第九條 輸出会社の定款の変更、合
併及び解散の決議は、通商産業大
臣の認可を受けなければ、その効
力を生じない。

(監督)
第十條 通商産業大臣は、輸出会社
に對し、その業務の適正な運営を
確保するため特に必要があると認
めるときは、その業務に關し監督
上必要な命令をすることができ
る。

(輸出会社に譲り渡すべき硫安に
關する取決め)
第十一條 硫安の生産業者は、第八
條第一項の承認があつた後におい
て、締結の日の十五日前までに通
商産業大臣に届け出て、輸出会社
に譲り渡すべき硫安に關し、數
量、取引方法その他の事項につい

て取決めに締結することができ
る。

2 通商産業大臣は、前項の規定に
よる届出があつた場合において、
届出に係る取決めの各号に適合
するものでないとき、その取決めの
締結を命じ、その取決めの變更を命
じ、その締結を禁止しなければならない。

一 不当に差別的でないこと。
二 その取決めに参加し、又はそ
の取決めに關連することを不
當に制限しないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の
利益を不當に害するおそれな
いこと。

3 通商産業大臣は、第一項の規定
による届出に係る取決めの前項各
号に適合するものでなくつたと
認めるときは、その取決めに締結
している者に對し、その變更又は
廃止を命じなければならない。

4 第一項の規定による届出に係る
取決めに締結している者は、その
取決めに廃止したときは、遅滞な
く、その旨を通商産業大臣に届け
出なければならない。

(輸出の制限)
第十二條 輸出会社以外の者は、輸
出会社から譲り受けたものでなけ
れば、硫安を輸出してはならな
い。

(流用の禁止)
第十三條 輸出する目的で輸出会社
から硫安を譲り受けた者は、当該
硫安を輸出以外の用に供してはな
らない。ただし、輸出会社に譲り

渡す場合は、この限りでない。

(私的独占の禁止及び公正取引の
確保に關する法律の適用除外)
第十四條 私的独占の禁止及び公正
取引の確保に關する法律(昭和二
十二年法律第五十四号)の規定は、
第二條第一項又は第十一條第一
項の規定による届出に係る取決
め及びこれに基づいてする行為並
びに輸出会社の行なう正当な行為
には、適用しない。ただし、次に
掲げる場合は、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いると
き。

二 第二條第二項若しくは第三項
又は第十一條第二項若しくは第
三項の規定による処分に違反し
たとき。

三 次條第五項の規定による公示
があつた後一月を経過したと
き。(同條第三項又は第四項の
規定による請求に応じ、第二條
第二項若しくは第三項又は第十
一條第二項若しくは第三項の規
定による処分があつた場合を除
く。)

(公正取引委員会との關係)
第十五條 農林大臣及び通商産業大
臣は、第二條第一項若しくは第四
項の規定による届出を受理し、又
は同條第二項若しくは第三項の規
定による処分をしたときは、遅滞
なく、公正取引委員会にその旨を
通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十一條第一
項若しくは第四項の規定による届
出を受理し、又は同條第二項若し
しくは第三項の規定による処分を
したときは、遅滞なく、公正取引委

員会にその旨を通知しなければな
らない。

3 公正取引委員会は、第二條第一
項の規定による届出に係る取決
めが同條第二項第二号から第五号ま
での各号に適合せず、又は同項第
二号から第五号までの各号に適合
するものでなくつたと認めると
きは、農林大臣及び通商産業大臣
に對し、同項又は同條第三項の規
定による処分をすべき旨を請求す
ることができる。

4 公正取引委員会は、第十一條第
一項の規定による届出に係る取決
めが同條第二項各号に適合せず、
又は同項各号に適合するものでな
くなつたと認めるときは、通商産
業大臣に對し、同項又は同條第三
項の規定による処分をすべき旨を
請求することができる。

5 公正取引委員会は、前二項の規
定による請求をしたときは、遅滞
なく、その旨を官報に公示しなけ
ればならない。

(報告及び検査)
第十六條 農林大臣又は通商産業大
臣は、この法律の施行に必要な限
度において、政令で定めるところ
により、肥料の生産業者若しくは
販売業者(輸出会社を除く)に對
し必要な事項の報告を求め、又は
その職員に、肥料の生産業者の事
務所、工場若しくは倉庫に立ち入
り、その帳簿書類その他の物件を
検査させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施
行に必要な限度において、輸出会
社に對しその業務の状況に關する
報告を求め、又はその職員に、輸

出会社の事務所若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の規定に違反して硫酸を輸出した者

二 第十三条の規定に違反して硫酸を輸出以外の用に供した者

第十八条 第十六条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二十条 第十条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした輸出国の取締役は、三万円以下の過料に処する。

第二十一条 第六条の規定に違反して商号中に日本硫酸輸出株式会社

という文字を使用した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、昭和三十九年八月一日から施行する。ただし、第二

条、第三条、第十四条並びに第十五条第一項、第三項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

3 第六条、第十二条、第十三条、第十七条及び第二十一条の規定は、この法律の廃止前に輸出会社が解散したときは、その解散の時に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、これらの規定は、その時以後も、なおその効力を有する。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十一号を次のように改める。

十一 肥料価格安定等臨時措置法(昭和三十九年法律第

号)の施行に関する事務で農林省の所掌に属するものを処

理すること。

5 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表中肥料審議会の項を削る。

6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 肥料価格安定等臨時措置法(昭和三十九年法律第号)の施行に関する事務で通商産業省の所掌に属するものを処理すること。

第十一條第二項中「前項第二号に掲げる事務及び」を「前項第二号及び第二号の二に掲げる事務並びに」に改める。

理由

農業及び肥料工業の健全な発展に資するため、肥料の取引を適正かつ円滑にするのに必要な措置を講じ、あわせて肥料の輸出体制を整備することによつて、肥料の価格の安定と輸出の調整を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○丹羽(兵)政府委員 漁業災害補償法案の提案理由及び主要な内容につき御説明申し上げます。

漁業は申すまでもなく、自然の影響を受けることの多い産業であります。特にわが国の漁業は、その大部分が沿岸漁業者等の経営基礎の脆弱な中小漁業者によつて営まれており、これら

大多數の漁業者の経営は、気象または海況の変化、漁業資源の変動等によつて常に不安定な状況に置かれてゐるものであります。このため従来から災害対策、金融対策等の諸施策が講ぜられてきてゐるのであります。これらの諸

施策に加えて、漁業共済の事業による漁業災害補償の制度の確立が必要とされてゐたのであります。

政府といたしましては昭和三十一年度から、漁業共済事業について試験実施調査を行ない、本制度の基礎研究調

査、漁村に対する啓蒙普及、共済金の支払財源の確保等について助成措置を講じてきたのであります。この漁業共済事業に対する試験実施調査は、このたびこれを打ち切り、昨年施行された沿岸漁業等振興法に規定してゐる災害による損失の合理的な補てん等の具体的な施策の重要な一環として、ここに新しく漁業災害補償の制度を樹立することとしたのであります。

この法案において定めてゐる漁業災害補償の制度は、漁業協同組合等の協同組織を基礎とする漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象または不慮の事故によつて受けた損失を補てんするための必要な給付を行ない、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものであります。

もとよりこの制度は漁業者の十分な理解と自主的な努力が前提となつてゐるのであります。その健全かつ円滑な運営を確保するためには、漁業共済団体の支払い資金の確保、小規模な漁業者の共済掛け金の負担の軽減等の措置を講ずることが必要であります。この法案においては国がそれらの措置を講ずることを明らかにしてゐるのであります。

以上述べましたような漁業災害補償の制度の適切な実施により、中小漁業者の経営の近代化及び高度化等、漁業経営の発展をもたらす基礎的な条件の整備が期待し得るのであります。政府といたしましては、この制度とともに、これまで実施してまいりました構

造改善事業、漁港整備事業、金融対策その他の漁業施策をさらに積極的に進めながら、沿岸漁業等の振興を総合的に進めてまいりたい所存であります。以下、この法律案の主要な内容につき御説明申し上げます。

第一は、漁業共済団体の組織についてであります。すなわち都道府県の段階において漁業共済組合を、全国段階において再共済機関たる漁業共済組合連合会を設け、いわゆる二段階制の組織とすることにしてあります。漁業共済組合は、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をその構成員とし、漁業協同組合系統組織の事業との相互連携を緊密にし、適正円滑な事業運営を確保することとしたのであります。

また漁業共済組合は、相互の危険分散をはかるため、漁業共済組合連合会へ当然に加入することとしたのであります。

第二は、漁業共済の事業についてであります。漁業共済組合は、その構成員たる漁業協同組合の組合員等のために、漁獲共済、養殖共済及び漁具共済の三種の漁業共済事業を行なうこととしてあります。

漁獲共済は、海況の変化、資源の変動その他の事由により中小漁業者の漁獲金額が減少した場合に、その損失について共済金を交付する事業としてあります。

養殖共済は、養殖業を営む者が養殖中の水産動植物または養殖の用に供する施設の流失、損壊等により受けた損害について共済金を交付する事業としてあります。

漁具共済は、中小漁業者が漁業の操業中に漁網等の損壊等により受けた損

害について共済金を交付する事業としてあります。

以上の漁業共済事業につきまして、漁業共済組合と漁業者との間に共済契約が成立したときは、漁業共済組合連合会と漁業共済組合との間に当然に再共済契約が成立することとし、その危険の分散をはかることとしております。

第三は、漁業共済基金についてであります。以上申し述べましたように、漁業共済の事業はまず都道府県の段階で、次に全国の段階で二重に危険の分散をはかり、その事業経営の安定を期しているものであります。共済金または再共済金の支払いが円滑に行なわれるために、政府、都道府県及び漁業共済団体が出資する漁業共済基金を設置し、漁業共済団体に対する必要な資金の貸し付け、債務の保証等の業務を行なわしめることとしてあります。

第四は、国の助成についてであります。漁業災害補償の制度につきましては、漁業共済団体の人件費等基幹的な事務費について助成してまいり所存であります。特に共済掛け金につきましては、小規模な漁業者の掛け金負担の軽減のためとあわせて加入の奨励という見地から純共済掛け金の一部を補助するものとしてあります。この共済掛け金の補助につきましては、特に規定を設け、本制度に対する国の助成の方針を明示いたしているものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。この漁業災害補償の制度につきましては、政府は、今後における中小漁業者の漁業事情の推移と漁業共済の実施の状況に

況に応じて、共済掛け金率、共済責任の負担区分等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定を特に設けております。これは、この法律によりまゝもって漁業共済団体の組織の整備と漁業共済への加入の確保をはかり、今後、漁業共済の事業の実績等に基づいて資料の蓄積とその分析につとめ、漁業災害補償の制度について検討を加える趣旨であります。これらの検討の結果に基き本制度をより一そう整備してまいりたいと存するものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。次に、肥料価格安定等臨時措置法案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。農業生産上の基礎資材としての肥料の重要性と輸出産業としての肥料工業の意義につきましては、ここにあらためて申し上げるまでもないところであります。政府といたしまして、昭和二十九年に現行肥料二法、すなわち臨時肥料需給安定法及び硫酸工業合理化及び硫酸輸出調整臨時措置法を制定し、肥料工業の合理化の推進につとめると同時に、農家に対し低廉にして豊富な肥料の供給を確保するよう措置してまいりました次第であります。

ひるがえって最近のわが国における肥料の生産、需給等の事情を見ますと、現行肥料二法制定当時と比べ、著しい変貌を見るに至っております。すなわち肥料工業の合理化の進展に伴い、その生産能力は急速に増大し、現在では内需を充足した上で、その生産量の四割以上を輸出に向ける状況となつております。また価格も逐次引き下げられてまいっております。

国内需給がこのような状態にあるのでありますから、現行肥料二法のように国が需給計画を策定し、これに従つて生産指示、調整保管指示等を行ない、また国が価格を公定するというような措置を必要とする段階ではないと考えられるのであります。したがって今後の肥料対策の中心は、内需確保の趣旨に基づいて輸出を適切に調整することにあると考えるのであります。

以上のような考え方のもとに、現行肥料二法失効後、すなわち本年八月以降における肥料対策のあり方につきまして、昨年より関係各方面の御見解をも伺つてまいりましたところであり、これらの御意見を参酌し、慎重に検討した結果、内需優先、国内価格の低位安定、輸出体制の一本化等を基本とする臨時措置法を制定し、これによつて、二法失効後の肥料対策につき、遺憾のないよう対処いたしたいと考えるに至つた次第であります。

以下、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。まず第一に、内需確保措置について申し上げます。肥料の国内需要を優先的に確保し、内需向け供給にいきさかの不安もなからしめる措置をとることとしたしました。すなわち、肥料の輸出、特に後に述べます日本硫酸輸出株式会社の肥料の買入れについては、農林大臣及び通商産業大臣が定める肥料の需給見通しに基づいて通商産業大臣が承認するものとし、その承認については農林大臣の同意を要するものとしたしております。

また、前記需給見通しを定めたときは、これを関係者に対し通知するものとしたしております。

第二に、国内価格の安定について申し上げます。まず肥料の国内価格の安定をはかるため、肥料の生産業者と販売業者とが互いに共同して自主的に価格取りきめを締結することができるよう、当該共同行為について独禁法の適用を除外することとしたしております。

次に、農林大臣及び通商産業大臣は、右の取りきめが農業または肥料工業の健全な発展に支障を与える等不適当と認める場合には、その取りきめの変更を命じ、または締結を禁止しなければならぬこととしております。

さらに農林大臣及び通商産業大臣は、右の取りきめの締結を促進するため、これに必要な資料を当事者に対し交付し、または取りきめの締結に關し必要な勧奨もしくは助言を行なうこととしたのであります。

またその取りきめが成立したとき、その当事者の双方、またはいずれか一方から申請があつた場合において、特に必要があると認めるときは、農林大臣及び通商産業大臣は、調停を行なうこととしたしております。

第三に、肥料の輸出についてであります。これに關しては、一手輸出体制を引き続きとるものとし、このため日本硫酸輸出株式会社を存置することとして、これに關し所要の規定を設けることとしたのであります。

第四に、以上の措置を実施するため、農林大臣及び通商産業大臣は、必要があるとき、肥料の生産業者及び販売業者に対し、必要な事項の報告を求め、または生産業者の事務所等に立ち入り検査を行なうことができることとしたのであります。

第五に、この法律は、現在における肥料をめぐる客観情勢にかんがみ、附則におきまして五年以内に廃止することとしたのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案提案の理由及び主要内容でございます。政府といたしましては、このような措置のほか、肥料輸入の自由化を、はかることも、肥料工業の合理化、体質の改善確立、流通の合理化、円滑化等に努力し、今後の肥料対策に遺憾なきを期してまいり所存でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。次第でございます。

○高見委員長 次に、いずれも内閣提出、食料品総合小売市場管理法案、漁業災害補償法案、肥料価格安定等臨時措置法案、右三案について補足説明を聴取することにいたします。松岡農林経済局長。

○松岡(元)政府委員 先般提案理由の御説明のありました食料品総合小売市場管理法案につきまして、若干補足して御説明申し上げます。

この法律案は提案理由の説明にありましたとおり、大都市及び人口の集中の著しいその周辺の地域に、食料品総合小売市場を設置することにより、生鮮食料品等の流通の合理化を促進して適正な小売り価格の形成に資し、もつて国民生活の安定に寄与することを目的としております。

また、前記需給見通しを定めたときは、これを関係者に対し通知するものとしたしております。

業者及び販売業者に対し、必要な事項の報告を求め、または生産業者の事務所等に立ち入り検査を行なうことができることとしたのであります。

第五に、この法律は、現在における肥料をめぐる客観情勢にかんがみ、附則におきまして五年以内に廃止することとしたのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案提案の理由及び主要内容でございます。政府といたしましては、このような措置のほか、肥料輸入の自由化を、はかることも、肥料工業の合理化、体質の改善確立、流通の合理化、円滑化等に努力し、今後の肥料対策に遺憾なきを期してまいり所存でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。次第でございます。

○高見委員長 次に、いずれも内閣提出、食料品総合小売市場管理法案、漁業災害補償法案、肥料価格安定等臨時措置法案、右三案について補足説明を聴取することにいたします。松岡農林経済局長。

○松岡(元)政府委員 先般提案理由の御説明のありました食料品総合小売市場管理法案につきまして、若干補足して御説明申し上げます。

この法律案は提案理由の説明にありましたとおり、大都市及び人口の集中の著しいその周辺の地域に、食料品総合小売市場を設置することにより、生鮮食料品等の流通の合理化を促進して適正な小売り価格の形成に資し、もつて国民生活の安定に寄与することを目的としております。

農林水産委員会議録第三十五号

定数および構成等について定めております。

の内容といたしましては、生鮮食料品等の種類、品質、価格その他その購

に必要があると認めるときは、管理会
に対し食料品総合小売り市場の設置に

業務の運営について協力するよう定めております。

び管理にあたりましては、適正な価格形成を確保するとともに、周辺の中小小

売り商業者を活用して営業を行なわせ、これを中小小売商業者の経営近代化のモデルといたしたいと考えております。

以上をもちまして、本法律案及びこれに関連する主要な問題についての補足説明を終わります。

○高見委員長 庄野水産庁長官。

○庄野政府委員 漁業災害補償法案の内容につきまして、補足説明を申し上げます。

漁業災害補償法案は、趣旨説明にもありましたように、沿岸漁業等振興法に定められている国の施策の基本方針に沿った漁業施策の重要な一環として、沿岸漁家等経営基礎の脆弱な中小漁業者の漁業経営の安定に資するため、漁業共済の事業による漁業災害補償の制度を新しい制度として発足させることとしております。

漁業共済の事業は、昭和三十三年より水産業協同組合法に基づいて設立されておりました全国水産業協同組合法の事業として開始され、政府といたしましては昭和三十三年度まで、委託費の交付、国庫債務負担行為を通ずる共済金支払い資金の補助等によりまして、同共済会に試験実施の調査の委託をしてまいりましたのであります。この事業は、加入件数もいまだ少なく、現在までのところ相当の支払い超過の実績を示してまいっておりますのであります。

が、試験実施調査の結果、漁業共済の共済としての成立の可能性及びこれに対する有効需要の存在につきまして、一応の見通しもつきましましたので、沿岸漁業等の実情からその早急な制度化為要請されていることにたえて、ここに漁業共済の事業による漁業災害

補償の制度の確立をはかりうとするものであります。

以下、法律案の骨子について、その概略を御説明申し上げます。

法律案の骨子の第一は、この法律の目的についてであります。すなわちこの法律は、中小漁業者がその営む漁業につき異帯の事象または不慮の事故によって受けることのある損失を補てんするため、漁業災害補償の制度及びその健全かつ円滑な運営を確保するための措置を定め、これによって中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としております。農業災害補償の制度は、漁業協同組合等の中小漁業者の協同組織を基礎とする漁業共済団体が行う漁業共済事業及び漁業再生産事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として実施される制度としており、またこの制度の健全かつ円滑な運営を確保する措置をいたしましては、後に述べます漁業共済基金の設置、共済掛金に対する国の補助等の措置を定めているのであります。

法律案の骨子の第二は、漁業共済団体の組織についてであります。従来の試験実施におきましては、いわゆる一段階の組織により事業を行なうてまいりましたのでありますが、加入の確保及び事業運営の適正を期するため、この法律案におきましては、二段階の系統組織とすることとしております。すなわち漁業共済組合は原則として一の都道府県の区域を地区として漁業共済事業を行ない、漁業共済組合連合会は漁業共済組合をもつて組織し、全国の区域を地区として漁業再生産事業を行なうこととしております。

これら漁業共済団体の事業は、漁業共済事業または漁業再生産事業及びこれらに付帯する事業に限っており、その他のいかなる任意共済事業は、水産業協同組合法に基づく水産業協同組合共済会が行なうこととしており、すなわちこの新しい共済団体による事業の開始は、その設立に若干時日を要しますため、おおむね昭和三十一年十月を目途としておりますが、都道府県によりましては、そのときまでに漁業共済組合が成立しないことも予想されますので、そのような都道府県の区域につきましては、昭和四十一年三月三十一日までの間に限り漁業共済組合連合会が直接漁業共済事業を行なうことができることとしておるのであります。

次に、漁業共済団体の組織のうち、漁業共済組合について御説明申し上げます。漁業共済組合の組合員たる資格を有する者は、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会で漁業共済組合の地区内に住所を有するものに限定することとしております。漁業共済組合はいわゆる出資制をとることとしており、また漁業共済組合の自己資本の造成に、漁業共済組合の自己資本の造成により、共済金の円滑な支払いに資するための調整資金の確保をはかり、事業の運営の円滑を期しております。組合員の加入脱退は任意とするほか、組合員の権利義務、漁業共済組合の管理等に關しましては、水産業協同組合法その他の同種の法律の例にならうて規定を設けております。漁業共済組合の設立につきましては、農林大臣の認可を要することとしておりますが、組合員たる資格を有する者の一定割合以上が漁業共済組合に加入すること、及び既存

の漁業共済組合とその地区が重複しないこと等の要件を満たしている場合に設立の認可をすることとし、もつて漁業共済組合の健全な運営が確保し得るよう配慮しております。

漁業共済組合連合会につきましては、漁業共済組合をもつて構成するのでありますが、その設立につきましては、漁業共済組合と同様農林大臣の認可を要することとし、会員たる漁業共済組合の地区が合わせて十五以上の都道府県の区域を包括することとなる場合に設立の認可をすることとしております。なお漁業共済組合連合会の成立後は、漁業共済組合はすべて当然にその会員となることとしております。

法律案の骨子の第三は、漁業共済組合の行なう漁業共済事業についてであります。漁業共済事業は、漁獲共済、養殖共済及び漁具共済の三種類としておりますが、その内容を簡単に御説明申し上げます。

まず第一に漁獲共済についてであります。その内容は、漁業共済組合の組合員たる漁業者等が営む漁業の共済責任期間中の漁獲にかかわる漁獲金額が、一定の方式によって定められる共済限度額に達しない場合の損失について、共済金を交付する事業であります。

漁獲共済の対象とする漁業の種類は、政令で指定してまいるのでありますが、共済契約の締結の方法により次の三種に区分されるのであります。その一は、採目採漁業等であり、この法律案において区画漁業等と総称しておりますが、これらの漁業につきましては、通常同一漁場で同種漁業を営む者が多数おりますので、都道府県知

事が定める一定の水域内において政令で定める種類ごとの漁業を営む者の全員をその構成員とする団体を被共済者とし、これら漁業者が一まとめになつて漁業共済に加入する場合に限り、共済契約を締結し得ることとしております。法第五十五条一項であります。

その二は、総トン数十トン未満の小型漁船により行なう漁業であり、各漁業者を相手方として、その者の営む小型漁船漁業のすべてを一括して共済に付することを要することとしておりますが、都道府県知事が定める一定の区域内に住所を有する漁業者が同時に加入しようとする場合であつて、その加入しようとする者のうちに総トン数十トン以上十トン未満の動力漁船を使用する漁業者の二分の一以上を含む場合に共済契約を締結し得ることとしております。法第八八条に規定してござい

ます。その三は、定置網漁業及び総トン数十トン以上の漁船を使用して行なう漁業であり、政令で定める漁業種類別に契約を締結するのであります。原則として個別に加入し得ることとしております。

次に、漁獲共済の共済限度額についてであります。基準漁獲金額に限度額率を乗じて得た額としております。法第十一一条に規定してあります。基準漁獲金額は、共済に加入しようとする漁業者の過去一定年間の漁獲金額を基準として定めるものであり、限度額率は当該漁業者の過去一定年間の漁獲金額の年ごとの変動の態様に応じて定められる割合としております。なお先に申し述べましたとおり、総トン数十トン未満の小型漁船を使用して行なう

漁業につきましても、一定の区域内の漁業者が同時に加入すべきこととしており、この場合の限度額率は、当該区域内の加入者を通じて同一の率とし、また定置網及び総トン数十トン以上の漁船を使用して行なう漁業についても、小型漁船漁業と同様に一定の区域内の加入者を通じて限度額率を同一の率とし得るよう措置してまいることとしたしております。これは法第百十一条第一項の政令で定めることとしております。

漁業共済事業の第二は養殖共済であります。その内容は、養殖中の水産動植物及びその養殖の用に供する施設を共済目的とし、養殖中の水産動植物の死亡等または養殖の用に供する施設の損壊等により受けた損害について共済金を交付する事業としております。法第七十八條第二項に規定しております。このように漁獲共済とは異なる別個の仕組みとしたしておりますのは、養殖業につきましても、その実態が一般の漁業とは著しく異なっており、漁獲共済のように漁獲高を基準とする方式をとることは適当でないためであります。

養殖共済の対象とする養殖業の種類は、政令で指定することとしておりますが、これも共済契約の締結の方法により二種に区分されるのであります。その一は、いわゆる築堤式または網仕切り式の魚類養殖業等であり、これは第百十四條第一号に規定しております。漁業共済組合の組合員たる漁業協同組合の組合員等を相手方として、個別に養殖業の種類別に共済を引き受けることとしております。

その二は、ノリ、カキ、真珠等の養殖業であります。これは法第百十四條第二号であります。これらの養殖業につきましても、同一の漁場多数の漁業者が同種の養殖業を営んでいる実態にかんがみまして、一定の漁場区域内において、契約にかかる種類の養殖業を営む者のすべてが同時に共済に加入する場合であつて、加入者が、その区域内における養殖水産動植物と養殖施設のすべてを共済に付する場合に限つて、漁業共済組合は契約を締結することができるといたしております。

漁業共済の種類第三は漁具共済であります。漁具共済の対象は当面定置網等の漁網を考へておりますが、政令で指定する漁具が漁業の操業中に損壊等により受けた損害について、共済金を交付する事業としております。法第七十八條第三項に規定しております。漁具共済に加入し得る者は、漁業共済組合の組合員たる漁業協同組合の組合員等の中小漁業者に限っており、個別に共済契約を締結し得ることとしております。法百二十七條に規定しております。

法律案の骨子の第四は、漁業共済組合連合会の行なう漁業再共済事業についてであります。第四章に規定しております。漁業共済組合が行なう漁業共済事業、すなわち漁獲共済、殖養共済及び漁具共済によつて被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業を行なうのであります。が、会員たる漁業共済組合と漁業者との間に漁業共済事業にかかる共済契約が成立したときは、これによつて当然に漁業共済組合連合会と当該会員たる漁業共済組合との間に再共済契約が成立するものとしており、漁業共済事業の危険分散をはかることとしております。法百三十九條に規定しております。この再共済事業について、漁業共済組合連合会は、会員たる漁業共済組合の共済責任を比例保険の方式により再共済するのであります。が、その割合は当面九割と考へております。

法律案の骨子の第五は、漁業共済基金についてであります。これは法第五章に規定しております。漁業共済及び漁業再共済の事業については、その性質上、事業収支の変動が相当程度予想されることにかんがみまして、漁業共済団体の共済金または再共済金の支払いに必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、漁業共済基金を設置することとしております。この漁業共済基金の資本金は、政府、都道府県及び漁業共済団体の出資によつて造成してまいるのであり、政府は漁業共済基金の設立に際し二億五千万円を出資することとしております。法百五十三條第一項に規定しております。なお、基金の成立当初の資本金は四億円以上とし、また成立後一年以内に五億円以上とすることとし、もつて漁業共済事業の円滑な運営に支障のないように配慮いたしております。

漁業共済基金の業務は、共済金または再共済金の支払いに關して出資者たる漁業共済団体が必要とする資金を貸し付け、または金融機関に対し負担する債務の保証を行なうとともに、貸し付け業務に必要な資金に充てるために出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引き受けを行なうこととあります。漁業共済基金の役員、財務及び会計等については、政府の出資する同種の法人の例にならひ、必要な規定を設けてあります。

法律案の骨子の第六は、国の助成についてであります。法第六章に規定しております。漁業災害補償の制度につきましても、漁業共済団体の基幹的な事務費等の必要な助成措置は講じてまいる所存であります。が、特に共済掛金の補助については、本制度に対する国の助成の方針を明示すべく、特に規定を設けております。法百九十五條であります。すなわち国は、毎会計年度予算の範囲内において、一定の要件を満たしている共済契約者に対し、その支払うべき純共済掛金の一部を補助するものとする。こととしております。この助成の対象となる漁業者は、一定の区域内の漁業者の相当部分が同時に加入することを要件とする契約によつて加入した者等としており、その補助率はその者の漁業の規模に応じ、また一定の区域内の漁業者の加入率に応じ二分の一以内とする予定であります。

法律案の骨子の第七は、この法律の施行その他についてであります。附則に規定してございます。まずこの法律の施行についてであります。が、漁業共済団体の設立準備等を考慮して、おおよね本年十月より漁業共済事業を開始し得ることを旨としております。なお現在政府の試験実施調査を委託を受けて、全国水産業協同組合共済会が漁業共済の事業を行なつておりますが、この試験実施は昭和三十八年度でこれを打ち切ることとしておりますので、本格実施までの空白期間を生ぜしめなため、全国水産業協同組合共済会がこの期間中に締結した漁業共済と同種の共済契約に基づく権利義務を漁業共済組合連合会が引き継ぐ旨の契約を両者の間で締結し得ることとしております。附則第四条でございます。

最後に、この制度についての今後の検討についてであります。附則第二条に掲げてあります。すでに趣旨説明でも申し述べましたとおり、政府は、今後における中小漁業者の漁業事情の推移と漁業共済団体の行なう漁業共済の事業の実施の状況に応じて、共済掛金率、共済責任の負担区分等に関し、所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずべきものとしております。この検討にあつては、漁業共済の事業の実績が最も重要な基礎資料となることは言うまでもないのでありまして、漁業者の十分な理解と自主的な努力とを相まつて、すみやかに資料の蓄積とその分析につとめ、各般の検討を加えて、本制度を一そう整備してまいりたいと考えております。

以上をもちまして漁業災害補償法案の補足説明を終わらせていただきます。 ○高見委員長 松岡農林経済局長。 ○松岡(亮)政府委員 肥料価格安定等臨時措置法案につきまして、若干補足して御説明申し上げます。 この法律案は、その第一条において規定しておりますとおり、肥料の価格の安定をはかるため、その取引を適正かつ円滑にするのに必要な措置を講じ、あわせて肥料の輸出を調整するため、その輸出体制を整備し、もつて農

業及び肥料工業の健全な発展に資することを目的としております。

法律案の構成をいたしましては、第一に生産業者と販売業者との価格取りきめに関し規定し、第二に日本硫酸輸出株式会社について規定するとともに、肥料の需給見通しの作成とこれに基づき前記輸出会社の肥料の譲り受け計画の承認等について規定し、第三に独禁法の適用除外及び公正取引委員会との関係について規定し、第四にこの法律の施行に必要な報告徴収及び立ち入り検査について規定しておりますが、罰則、この法律の期間等について規定しております。

以下、その細目について若干補足させていただきます。

第一に、価格取りきめとこれに伴う規定について申し上げます。

まず第二条第一項において、硫酸アンモニアその他価格の安定をはかることが特に必要であると認められる肥料であつて政令で定めるものにつきましては、その生産業者及び販売業者は、その双方またはいずれか一方がそれぞれ共同して、当該肥料の価格について、取りきめを締結することができ旨規定しております。

この場合、販売業者としては、生産業者から直接当該肥料を買い入れるものであつて、後に述べます輸出会社以外のものとなっております。またこの取りきめを締結しようとする者は、締結の日の十五日前までに農林大臣及び通商産業大臣に届け出なければならぬこととなっております。

次に第二条第二項から第四項までは、取りきめに対する是正措置等について規定しております。

すなわち農林大臣及び通商産業大臣は、取りきめの届け出があつた場合には、その取りきめが第二条第二項の一号から五号までの各号に適合するものでないとき、すなわち農業または肥料工業の健全な発展に支障を与える等不適当と認める場合には、その取りきめの変更を命じ、または締結を禁止しなければならないこととしております。

また取りきめの締結後において、その取りきめが前記各号に適合しなくなつたと認めるときも、同様の是正命令をすることによりてしております。

第二条第四項は、取りきめを廃止した場合の届け出義務を規定したものであります。

第三条及び第四条におきましては、取りきめの締結についての国の援助措置を規定しております。すなわち第三条第一項におきましては、取りきめの当事者は、取りきめを締結しようとするときは、これに必要な資料の交付を農林大臣及び通商産業大臣に求め得る道を開き、次いで、これを受けまして、同条第二項におきましては、農林大臣及び通商産業大臣は、取りきめの締結を促進するため必要があると認めるときは、当該資料を交付することといたしております。

さらに、同条第三項におきましては、農林大臣及び通商産業大臣は、生産業者及び販売業者に対し、取りきめの締結に関し必要な勧奨または助言を行ふことといたしております。

これらの規定は、肥料価格の安定をはかるためには、生産業者と販売業者とが共同して話し合い、自主的に価格の取りきめを締結することが適当であると考えられるので、このような取り

きめが円滑に締結され、またその内容も公正妥当なものとなるよう、国としても必要な資料の交付や勧奨、助言を行ふようにしておくべきであるとの考え方に基づくものであります。

これに加ふるに、第四条におきましては、農林大臣及び通商産業大臣は、生産業者及び販売業者が取りきめの締結について相当期間にわたり努力したにもかかわらず、その取りきめを締結することができないため、その双方またはいずれか一方から申請があつた場合において、特に必要があると認めるときは、調停を行ふことといたしております。

この規定は、価格取りきめのための話し合いにおける当事者の自主性を尊重する趣旨からいっても、両当事者間の話し合いにはあまり介入しないほうが適當であると考えられますが、しかしかなる場合にも政府が全然介入しないというわけにはまいらないので、必要と認める場合には、政府が調停まではすることとして、設けたものであります。

第二に、第五条から第十三条までは、日本硫酸輸出株式会社、需要見通しの作成とこれに基づく輸出の承認等輸出調整について規定いたしております。

肥料の輸出については、国際競争の激化と主要輸入国の輸入一本体制に対処し、一手輸出体制をとることとし、このため、硫酸その他政令で定めるアンモニア系窒素肥料の輸出については、現在の日本硫酸輸出株式会社を存置し、これにより秩序ある輸出をはかることといたしました。

しかしながら肥料は、農業生産上の必須の基礎資材としてきわめて重要なものであるため、これが無制限に輸出されることを認めるわけにはまいらないのであります。すなわち内需にやさかの不安もなからしめることが必要でありますので、内需優先確保のためから、第八条において、農林大臣及び通商産業大臣は、その責任において、政令の定めるところによりアンモニア系窒素肥料の需給見通しを立てることとし、輸出会社の肥料の譲り受け計画については、この見通しに基づいて通商産業大臣が承認を行ふことといたしました。

なお、右の通商産業大臣の承認について農林大臣の同意を要すること及び需給見通しを関係者に通知することについては、従来と変わりはありません。

さらに、輸出会社の取り扱い品目以外のアンモニア系窒素肥料の輸出については、輸出貿易管理令により、實際上右の需給見通しに基づいて承認することとしております。

このように、需給見通しに基づいて輸出の調整を行なえば、最近のわが国における肥料の生産、需給等の事情からして、内需に不安はないと考えておりますが、万が一国内需給が逼迫し、または国内価格が高騰するおそれがある場合は、輸出の承認を停止すると、金融措置や適当な行政指導措置を講じて、遺憾のないよう対処してまいらる考であります。

次に、日本硫酸輸出株式会社については、前に述べましたように今後も存置することといたし、従来と同様、第六条で商号の使用制限、第七条で事業の範囲について規定するほか、第九条及び第十条で定款の変更等についての

通商産業大臣の命令についても規定しております。

また第十一条で輸出会社に譲り渡すべき硫酸に関する生産業者の取りきめ、第十二条で硫酸の輸出の制限、第十三条で輸出用硫酸の流用の禁止などについても従前の例にない規定しております。

第三に、独禁法の適用除外とこれに伴う公正取引委員会との関係につきましては、第十四条及び第十五条に規定いたしております。

独禁法の適用の除外を受けるのは、第二条第一項の規定による国内価格についての取りきめと、第十一条第一項の規定による輸出会社に譲り渡すべき硫酸についての生産業者の取りきめに関する共同行為であります。ただし第四条の一号から三号までに該当する場合、すなわち不公正な取引方法を用いたり、是正等の命令に違反したり、第十五条第三項及び第四項の規定により公正取引委員会が農林大臣及び通商産業大臣に対し是正等の命令をするよう請求し、かつ同条第五項の規定によりその旨公示してから一カ月経過してもなお是正等の命令がなされなかった場合には、適用除外されないこととなっております。

したがって、さきに述べました二種の取りきめに対する是正等の命令の違反につきましては、その共同行為が独禁法の適用を受けることとなり、同法の規定により処理されることとなりますので、この法律におきまして、罰則等につき特別の規定を設けることはいたさなかつた次第でございます。

なお、第十五条第一項及び第二項におきましては、農林、通産両省の公正

取引委員会に対する通知について規定してあります。

第四に、報告の徴収及び検査について申し上げます。

第十六条第一項におきましては、農林大臣と通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、生産業者、販売業者に対し必要な事項の報告を求め、またはその職員をして生産業者の事務所等へ立ち入り検査させる旨規定いたしております。

これは第八条の肥料の需給見通しに基づく輸出会社の肥料の譲り受け計画の承認、第二条の国内価格についての生産業者と販売業者の取りきめにかかるとは正命令、第四条の調停などの行政上の措置を講ずるために必要でありますので、規定いたしました次第であります。

また第十六条第二項におきましては、輸出会社に対し、通商産業大臣が報告を求め、またはその職員をして立ち入り検査させ得る旨規定いたしております。

なお、第十七条から第二十一条までは、所要の罰則を規定いたしております。

最後に、附則におきまして、この法律は、二法失効に合せて本年八月一日より施行することとしておりますが、国内価格取りきめについては、事前に当事者が話し合う必要があり、また、第二条及び第三条並びに第十四条及び第十五条の関係規定は、公布の日から施行することとしております。

またこの法律は、肥料をめぐる諸般の事情を勘案し、五年以内に廃止することとしたしております。

なお、肥料審議会につきましては、今回の法律では、従来のように生産指示、調整保管指示、価格の公定等の統制措置はとらないこととしたしておりますので、特に設置しなければならぬ事情はないことを考慮して、規定しなかつた次第でございます。

以上をもちまして、本法律案についての補足説明を終わります。

○高見委員長 土地改良法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入り

質疑の通告がありますので、これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 土地改良法の一部を改正する法律案は、今後の農政推進上非常に重要な法改正でありまして、党として重要事項と見做し、農林大臣の出席を求め、総括的な質問を行ないました。

後、審議を進めたい、こういう要望でございます。先ほどの理事会でも来週早々には農林大臣の御出席が得られるというところでございます。したがって、その総括質問の前提として、簡潔に法改正の中の若干の点についてお伺いをいたしたいと思います。

今度の土地改良法の一部改正は、農業基本法の制定に伴います今後の土地改良事業の推進との関連、あるいは従来から戦後の食糧増産を旗じるしとして推進をいたしました今後の土地改良のあり方というふうな点について、それぞれ、政府はもろんであります。

また、わが党からも独自の今後の土地改良のあり方についての構想を提示してありますし、また今日まで土地改良を進めてまいりました団体側からも

要望が昭和三十七年以降出ておりますし、その他各公的機関以外からもいろいろな土地改良等に対する意見等が出まして、今回の法改正に相なったわけでありまして、目的の改正に相なった程度の改正がなされておりますが、問題は土地改良事業に対する基本的な今後の方針はどうであるのかというふうな点を始め、いろいろ議論をしなければならぬ問題が多いのであります。

申し上げるまでもなく、農林省予算の中で土地改良事業の占める割合というのは、非常に大きなウェイトを占めておりますし、またそれだけ農業基盤整備というものは、非常に重要な使命を今日まで果たしてまいりましたし、今後とも果たさなければならぬという、そういう問題でありまして、以下これらの点も含めてお尋ねをいたします。

第一条の土地改良法の目的が、農業基本法に掲げられておる政策目標の達成に資することを目的として改正をされたというふうに説明をされておるわけでありまして、問題は、この土地改良法の第一条の目的の改正に伴います今後の土地改良事業の基本的性格というものが、生産政策あるいは構造政策、このいずれに力点が置かれようとするのか、こういう点が一つの問題としてあらうかと思ひます。

従来の、戦後の食糧の非常な不足な当時から今日までの間では、緊急開拓が実施をされたり、あるいは食糧増産の旗じるしのもとに、土地改良事業がいわば農政の花形として推進をされてまいりましたわけでありまして、今後の展望として、今度の法改正では、第一条の目的の改正において、生産政策、構造政策、このいずれに力点を指向しようとするのか。あるいは両者の調和をはかりながら推進しようとするのであるか、この辺のところは必ずしも法改正において明確でないと思ひますが、この点まずお伺いをいたしたいと思ひます。

○丹羽雅政府委員 先生御承知のとおり、土地改良法は、結局農用地の基盤を整備する事業でございますから、究極的には農業の生産と密接不可分の関係にあることは申すまでもないことであります。

御承知のとおり終戦以来増産という角度から、土地改良事業というものが取り進められてまいっておりますわけでございまして、この法律が昭和二十四年にできました際の第一条におきまして、経営を合理化し農業生産力を発展させるためというところは、やはり入つておつたわけでありまして、

今回その法律を改正いたしまして、特に基本法の二条、九条関係の条文を引用いたしまして、「農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資する」ということを特にうたいましたのは、今後の土地改良を取り進めていく上におきまして、より一そう生産性の問題あるいは農業構造の改善の問題に対して、土地改良法の運用にあたりまして在来以上に意を用いるべきである、そういう立場でこの部分を挿入いたしましたわけでありまして、もちろんこの中に農業総生産の増大ということも入っておりますし、生産性を向上いたしますことは、とりもなほせず生産の量の増加にも相なるわけでござい

ます。考え方をいたしましたのは、生産政策か構造政策かというように一義的に

ものを割り切るわけではございませんで、両者が当然土地改良事業の使命でございますから、特に一条を改正いたしましたのは、後にも申し上げたいと思ひますが、圃場の整理、集団化、換地の規定等を改正いたしました趣旨は、やはり農業を営む経営体の構造の問題にも十分意を用いるべきである、こういう立場で、その部分を特に取り出しまして、目的の中に明示をいたしましたわけでございまして、結論的に申しますれば、生産政策か構造政策か一義的に割り切るわけではございませんが、生産性の向上に役立たせると同時に、それだけではなく、構造の改善という問題にも意を用いるべきである、こういう考え方、決意というものを、法の上に明らかにいたしましたつもりでございます。

○角屋委員 御承知のように数年来、農業構造改善事業というものが別個に推進をされておりました、パイロット地区にいたしましては一般地区にいたしましては、いろいろ推進過程で問題は出ておりますが、これが一つの計画的な事業として推進されておるわけでは、問題は、こういう農業構造改善の計画的な推進と、今後進める土地改良事業との関係をどう見るのか。これは後ほどお尋ねします土地改良長期計画という問題の中でも問題になるわけでありまして、いわゆる土地改良法という中で、生産政策あるいは構造政策というもののいずれにウェイトを置くのかということを提起いたしましたのは、たとえば国営にいたしましては、営、団体営にいたしましては、土地改良の事業計画を立てる場合に、生産政策に重点を置いた事業計画を立てるの

か、あるいは構造政策を加味した事業計画を立てるのか、これがやはり問題にならうと思う。与えられた条件のもので、いずれに力点を置いた土地改良事業計画を立てるのか。これは構造政策というものにウエートを置くということであるならば、換地計画あるいは交換分合ということだけでなく、もつと別のウエートのものがこの中に加味されてくるということも考えられるわけです。これは与えられた条件のもとで、許し得る範囲内で換地計画を立てる、あるいは交換分合を行なう、こういう限りにおいては、これはやはり本来の意味における構造政策にマッチしたところまではそれがいいかどうかというところは別にして、なかなか踏み切つてないような感じを受けるわけです。だから私が冒頭に聞く改正に基づく土地改良法というものが、構造政策に力点を置くか、生産政策に力点を置くかによって、土地改良事業計画というものの性格にまで及んでくる。当然土地改良法の一部改正を行なう場合には、今後の農政の推進方向として農業基本法で示しておられるような自立農業育成の方向に力点を置くのか、あるいは協業の助長の方向に力点を置くのか、そういう問題を含んだ構造政策の今後の推進の中で、土地改良法の果たすべき役割はどの位置づけられるか、こういう問題はやはり無関係ではないと思います。そういう意味からいけば、農地制度のこれからのあり方をどうするかという問題も、やはり含んで考えられなければならないのじゃないか、こう思うわけでありませうけれども、これらの諸点について、土地改良法の改正を行なう場合に、いま言った問題

をどう受けとめて改正をやられようとしておられるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○丹羽雅政府委員 御指摘のとおり、日本の農業の生産性を向上いたしまして、新しい農業をつくっていく手段といたしまして、各方面からの措置が当然必要であると存じております。したがって、一つの面から申しますれば、農地法の問題がございます。また他の面から申しますれば、金融制度の問題、価格制度の問題等、いろいろ相まってこれが取り進めらるべきことは、私も申すまでもなく、先生方十分御承知のところであり、かつ常々御指示をいただいております。目的に沿うように、土地改良法は、本質的には農用地の改良なり開発なり保全なり集約化に対する手続法であります。したがって、この手続法である土地改良法も、そういう法律であるという性質と手を相携へまして、その方向に向かつて進むべきであるという立場に立ちまして、先ほど申し上げましたとおり、土地改良の中の農地の改良開発につきましても、農業構造との関係が非常に深いところの、たとえば土地利用の姿等に役立つように、換地、集約化の問題等を意識して事業を行なうべきである、こういう立場に立つての改正でございます。したがっていま御指摘の大規模な国営事業等を行ないます場合には、究極的には国営事業は国営事業、団体営事業を通じて、最後に圃場に直結いたします事業でありますので、その圃場を使い農業生産の構造との関係をよく考えて、土地改良の国営事業の計画を立て

て、実行に移るべきである、そういう立場に立つてものをお考えである次第でございませう。

○角屋委員 いずれまた同僚の委員も、今後の審議を通じていろいろ議論されることであるので、時間の関係から次に進みたいと思ひます。

今回の土地改良法の一部改正で、第二条第一項で草地の問題を含んで農用地ということにし、また第二条第二項の中で、土地改良事業という七項目にわたる事業のいずれにも、それに基づいて必要な条文的改正が行なわれておるわけでありませうが、草地造成は、今後の成長財といわれる畜産の問題と関連して、これはこれなりにさらに本案の審議を通じて十分議論をしなければならぬ問題を含んでおりまして、別の機会にまた議論をいたしたいと思ひますが、問題は農林省の中で土地改良を推進する場合の農地局の担当、あるいは畜産政策を推進する畜産局の、あるいは関係、こういう関係で草地を公共事業的な性格として本案に入れたのですが、今後の推進として取り扱い上、どういう話し合いになつておられるのか、これをひとつお話をいただきたいと思ひます。

○丹羽(雅)政府委員 草地の造成につきましては、畜産局で過去から予算補助制度をつくりまして、草地の造成についていろいろやつてまいりましたわけでございますが、この草地の造成が、たとえば村有地を村が主体になつて改良いたしました、村営牧場としてたまたま育成事業をやる、こういう場合には、権利関係等の調整の問題はございませぬので、土地改良法によらずやれるし、またやつてまいりましたわけでございます。

しかしだんだんそういうところから、より広範にわたりました、これに権利関係が複雑な地区におきまして草地造成事業をやろうという場合に、法律的裏づけなしにこれをやるということにつきましては、実行面で非常にむずかしい面がございませう。また金融機関等でも法律的に関係者の意思がはつきりと定められ、後々紛争が起らないというふうな手続の上に立つて行なわれるように、ぜひしてもらいたいというふうな意見もあるわけでありませう。そこで草地の造成に關しまして、新しく草地造成法をつくるかどうかという問題があつたわけでございますが、土地改良法は、先ほど申しましたとおり、農地等の改良、開発の手続法でございますので、この手続法の中に草地を取り込むことによって、権利関係、手続関係を明確かつ具体化したしまして、円滑に進めるようにこれを取り込み、こういうふうにしたのが法の改正の趣旨でございます。

そこで御質問の草地の造成事業の畜産局と農地局の関係でございます。御承知のとおり草をつくるだけならば簡単なのでございませうが、そのつくれた草は結局牛が食べる、そして食べた牛は乳を出す、乳は売られなければならぬ。したがって、ただ草を植えるという角度だけでございませうれば農地局でやつてもいいのですが、最終的には価格なり販売なり集荷権の問題等がからむわけでございます。したがって、いろいろと両局で相談をいたしました結果、いま大規模と小規模とあるのでございませうが、大規模草地改良につきまして、まず計画段階は両者の共管、協議の上進めていくのではないかと申しますのは、大規模に相なればなるほど、道路が要るとかあるいは整地その他、非常に事業が大きくなつてまいります。そこでその面は農地局のほうでやるほうがもちはちあふ屋である。しかしこの地区にそういう大規模な草地をつくれれば畜産として適地であるか、伸び得るか、失敗はないかという、いわば酪農経営部門の問題は、やはり畜産局で判断するほうが適當であらう。したがって、計画段階はそういう意味におきまして一応たてまえを畜産局に置き、両者の協議ということにいたしました。ただそれが終わりました事業化する段階におきましては、農地局でやる。したがって予算も農地局に計上し、農地課系統で工事はやるというふうな整理をいたしました。小規模の草地改良事業は、現に牛を飼つておられます人が、その周辺の山に少し草を植えてみようというふうな、いわば地元増反的な分野でございませう。かつそこにある畜産の実態と非常に密接に關係をいたし、かつ土木的にも簡単な牧道を一本つくるかつからぬかというふうな事業が大部分でございませうので、小規模は畜産局で在来どおりやる、こういうふうな整理をいたしまして、今年度から予算面でもそういうふうな整理をいたしまして、実行することにした次第でございませう。

○角屋委員 第二条の關係は区画整理その他にある程度改正がなされておりました、これらの点についてもたださなければならぬかと思ひますけれども、時間の關係上次に進みます。第三

条の、土地改良事業に参加する資格の点の第三号の第一項第一号、第二号の農用地関係、第三号、第四号農用地以外の土地の関係の資格要件について書いてありますが、これらの問題についてまた別の機会にお尋ねするということにいたします。

次は第一章の二、土地改良長期計画、これが今度の土地改良法の一部改正では一つの大きな柱になっておる問題でありまして、第四号の二、第四号の三、第四号の四、この三条にわたって土地改良長期計画の考え方がわかれるわけでありまして、この土地改良の長期計画を立てるということについては、われわれが独自に示しておる構想の中でもこれを明らかにし、しかもこれは単に長期計画ばかりでなしに、年次の実施計画というものを同時に明らかにする必要があるということも言っているわけでありまして、同時に重要な土地改良の長期計画を立てるという場合は、本案によりますれば「農政審議会の意見をきいて、政令で定めるところにより、土地改良の長期計画を立てるのだ」と言っておるわけでありまして、しかもこれは最終的には閣議の決定を求めるという形になっておるわけでも、この問題の重要性から見ても、政府案でいくならば土地改良の独自の審議会と、われわれのほうからいくならば農地整備等を含んで考えておられますが、独自の審議機関というものを当然考えていいのではないかというふうに思ふわけですが、問題は、この土地改良長期計画というものを立てる場合に、五年と言われ、あるいは十年と言われておられますけれども、大体何年ぐらいいをめぐりして土地改良の

長期計画を立てるのか、しかも土地改良の長期計画は3のところで、「計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業経営の規模の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。」というところで、計画を立てるにあたっての考え方が出ておられますが、ここで農業構造改善の方向というものは、内容的にはどういふことを考えておるのか。いままでの審議の過程で、独自の審議会をつくるというのをやめて、農政審議会の意見を聞いてというふうに変わっていった検討の経緯、これらの問題についてまずお伺いしたいと思ひます。

○丹羽(雅)政府委員 先ほども申し上げましたとおり、土地改良法も、究極的には農業を前進させていきます過程における一側面でございます。したがってそれはそれなりに独立すべきものではないという立場を私どももとおるわけでございます。と同時に、農地法等の問題についても、関連していろいろ検討を続けていくべき問題だと思ひます。したがって選別拡大の問題も当然意識して、土地改良事業というものは行なうべきである。あらゆる角度から考えまして、土地改良の面からだけ見る審議会におはかりするよりは、基本法に基づきまして設置されておる、全体的に日本農政に対して諮問に應ずる機関と相なっておりますところの農政審議会におはかりすることとが、あらゆる分野の仕事の総合化という立場において適当であらう、こういう判断に立つてこのように考えた

次第でございます。農地法等も、今後さらに改正をいたすというよりな段階におきましては、当然農政審議会等の意見を聞きまして、そういうものが一つの総合的な立場で判断され、御意見を承るという形に取進めてまいりたいと思つておるのも、そういう考え方からでございます。

それから農業の構造の改善の方向というものをどう考えるかということと、時期をどのくらいに考えておるかという問題でございます。また後刻いろいろ御意見も出ると存じますが、土地改良事業が大規模になればなるほど、やはり相当の長期間を要します。で、かりに五年程度のことを考えますと、継続の事業でほとんど一ぱいの話に相なつてしまひます。したがってできるだけ長いほうがよいわけでございます。またあまりに長いわけでございますと、先の情勢というものは非常に想像という形にも相なりますので、私ども事務的な立場といたしましては、一応十年ぐらゐを基準にこの土地改良計画は考えたい、かように考えている次第でございます。それから農業構造の問題をどう考えるか。これは本国会始まって以来、大臣に対しまして本委員会その他いろいろな御質問もあつて、御意見もあり、農林省といたしまして、農業構造を今後どの方向に持つていくかということにつきましては、真剣に考えざるを得ない問題でございます。またいろいろの角度から検討を続けておる段階でございます。一方御承知の所得増増のアフターケアの作業なり検討等も並行いたしておるわけでありまして、そういう各方面におきまして検討の成果、あるいは検討の過程とい

うものを十分利用させていただき、人間の知恵の可能な限りにおいてそれを取り入れまして、この土地改良長期計画が、四号の二の三項の要請に沿つてでき上がりますように最大の努力を果たしたい、かように思つておる次第でございます。いまこの法律のこの条文だけで、農業構造の改善をきめるという性格のものではなからうと思ひます。土地改良計画を立てる際に、いま申しました諸方面の検討と総合されてつくらるべきものである、そういう義務を本法が土地改良計画をつくるものに課しておるもの、こういうふうに理解をいたしておる次第でございます。

○角屋委員 土地改良長期計画というものを法文の中に入れてもらいたいという要請は、土地改良団体その他関係方面からも出ておりましたが、この点については予算の関係で、ずいぶん大蔵省の激しい抵抗があつたというふうな承つておるわけですが、それは別の問題といたしまして、問題は、この長期計画を立てるにあつた、三十六年以降十年間に実施しようとしておる所得増増計画の中で、農家関係全体として一兆円のうちで、土地改良三千八百二十億、開拓千五百三十億、千拓千二百九十億、こういうふうな承知をしておるわけでありまして、所得増増計画の再検討ということが経済企画庁長官等からも言われておつて、いま土地改良の長期計画を立てるにあつたとしても、所得増増計画の修正という問題と土地改良長期計画との関連、特にこの条項を入れるにあつたの大蔵省との話し合いの内容はどのような理解の上に立つておるのか、この辺のところをお伺いしたい。

○丹羽(雅)政府委員 所得増増のいわゆるアフターケアの作業は、経済企画庁内部でフレームワークという一大ワケといひますか、一番基本的になる諸条件の検討が進行いたしておるわけでありまして、いままでの話し合いでは、この中間検討、いわゆるアフターケアのあとを受けまして、ことしから三十九年度を初年度として四十三年度までの中期計画をつくつたらどうかという線で、検討が続けられておるわけでありまして、したがって、四十三年度まででございますので約五カ年、それから先ほど申しましたとおり、この土地改良長期計画は十年ぐらゐを考えた、かように考えておりますので、直ちに両者が一致するわけでもございませうが、しかし考え方としては、その中間作業におきましても長期、超長期の問題が予見として議論をされるはずでございます。そういうものを十分にすり合はせておるわけでありまして、また参酌いたしまして、この長期計画というものはつくるべきものである、かように事務的には考えておる次第でございます。ただ中間経済計画の問題は、まだフレームワークの問題でございます。また、具体化はまださういたしておりません。

この長期計画をつくる際には、大蔵省との間ではいろいろ問題があつたようだが、実際はどうかということでありまして、実は私も事務的に土地改良の長期計画というものを考えるべきであるというよりはよくわかるわけでございますが、なかなかむずかしい問題であるので、事務的には私も自身も相当ちゅうちょした面がないわけではなかつたわけでありまして、しかし

こういう長期的な事業をやるのに、ロング・ランの計画がないのはおかしいではないかというのも、まことにごもつともな御意見でございますが、非常にもう少し仕事ではございまして、ベストを尽くして長期計画をつくらうという立場に農林省は踏み切ったわけでありまして。大蔵省との間では、これが長期的に予算を拘束するというようなことにつきましては、懸念もあつたわけでございますし、また現在の予算は御承知のとおり単年度制をとつておるわけでありまして。そういう意味で長期計画そのものには必ずしも積極的な態度ではないわけでございますが、大蔵省との間の話の問題といたしましては、所得倍増のアフターケアが行なわれておる段階であるので、それとよく調和のあるものにつくつてもらいたいということが、大蔵省の最も積極的な要望でございます。

○角屋委員 この土地改良長期計画の内容としては、先ほど来出ておりますように、従来の「農地の改良、開発、保全及び集約化に関する事業」というのに草地が入りまして、「農用地の改良、開発、保全及び集約化に関する事業」といふものも、積極的に進めていかなければならぬ客観的情勢にもございまして、農業関係の基盤整備の中で今後非常に大きなウェイトを占めてくる。それと農地関係の今後の推進。そうなりますと、池田総理みずから言つておるように、革命的施策ということばが言われておるうちに、土地改良の長期計画の考え方においても、従来の所得倍増計画の微々たる当初の予算のワケ内で、この問題を考えるということと当

然なければならぬのじゃないかというふうに思ふわけですが。問題は、こういう土地改良長期計画を立てる場合に、いま局長からもお話が出て、農林省自身も若干ちゅうちよする点があつたというおことはありますが、要土地改良というものが、具体的に全国から地方の末端まで、どこまで実地に即したものが、今日見通されるのか、ここにこれから相当大きなウェイトを持つてくる草地造成というものについての長期計画というものは、今日の時点でもどこまで見通しの立つたものにして得るのか、こういう点が単なる土地改良長期計画をつくるという問題でなく、具体的に地に付いた土地改良の長期計画、したがって地についたものになれば、年次計画というものもおのずからきめることができる。農地局の場合の要土地改良というものの調査を昨年来、この長期計画に見合つて進めておるといふふうに承つておりますけれども、どこまで地についたものが見通されるのか。

なお、二のところで「土地改良長期計画においては、省令で定める土地改良事業の種類ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。」この種別というのは承りますと、かんがい排水の基幹の整備、農用地造成、圃場整備、防災、大体この四つくらいに分けて考えようということでありまして、いづれにしても長期計画を立てるにあつたてのいまの手持ちの資料というものが、どこまできめこまかいものになり得るのか、この辺のところを少し説明願いたいと思ひます。

○丹羽(雅)政府委員 手持ちの資料といたしましては、要土地改良調査というものを昭和三十五年三月現在で三十七年までありまして、調査したものがございまして。これはいわば技術的立場で水をかける必要がある。あるいは排水したほうがよくなる。そういう技術的立場に土地に即しての調査でございまして。一方、かりにそういう土地があつたといつたしまして、結局農家がお使いになる土地でありますから、その農家の方々がそこで土地改良をやる気があるのかないのかという問題、いわば主体的な問題は、本調査には一つも入つておらないわけでございます。そこで非常にむずかしい課題ではございまして、土地改良総合調査というのを三十八年から、この長期計画との関係もございまして始めておるわけでございます。これはどういふ事業をやれば水がはけるか、いわば事業の種類及び事業の規模、それからそれを主体的にやりたいと考えるかどうかという主體的な意欲の問題を加味いたしましたして、これを調査する必要がある、こういう調査をいたしまして、ようやく個票が農林省に集つてまいつた段階でございます。この調査におきましては、県庁が地元のいろいろな意見も聞きながら、積み上げてきてまいつておるわけでございます。その地元の意見というものは、やはり現在の情勢下における判断しか実際問題としては出ないし、またそれ以上のごときは無理もあらうかと思ひます。したがつて先ほどお話をいたしましたように、今度は政策として草をもつとふやしたいというような立場から、これらのものの集計に對しまして、それを政策的意欲の上でよく検

討して具体的なプランにするという作業が別途必要であらう、かように考えておるわけでございますが、何はともあれ、現在の段階では三十五年―三十七年の要土地改良調査、三十八及び九で行ないます補完調査、それから先ほど御指摘のとおり、四条の二の三項の立場の問題、この三つを使つて長期計画を組み立ててまいり、そのための努力をいたさなければならぬ、かように考えております。資料といたしましては、いま申しました現在集計に入ります総合土地改良調査の資料を基幹的に使用したい、かように考えております。

○角屋委員 いまの三十五年以降の調査並びに三十八年以降のさらに綿密な調査については、これは審議の過程で資料として出していただきたいと思ひます。

○丹羽(雅)政府委員 三十五年調査はお出しできると思ひます。三十九年調査は三万数千に及ぶ個票が農林省にいま集まつた段階でございます。機械集計にこれからかけなければならぬ段階でございますので、これはちよつと本委員会にはお出しかねるかと思ひます。御了承をいただきたいと思ひます。

○角屋委員 概略の概数というふうなものはむずかしいですか、三十八年以降の。

○丹羽(雅)政府委員 私どももそれを一べん集計をいたしてみまして、県間、つまり県の本調査に対する理解にいろいろと差異もあるのではないかと意味で、今後補完調査をいたしまして、バランスのあるものに修正したい。したがつて単にそれを集めた

総数というふうなものについては、実は少し吟味をさしていただきたい。別に秘するわけではございませんが、良心的にそう考えておるわけでございます。御了承を得たいと思ひます。

○角屋委員 土地改良長期計画というこの計画の中身で、土地改良事業の実施の目標及び事業量を明らかにするわけでありまして、どこまで具体的な内容になるように考えておるのですか。

○丹羽(雅)政府委員 先ほど先生もおっしゃいましたように、圃場整備事業、かんがい排水の基幹の整備事業、防災事業、それから農用地の事業で、それにつきまして事業量を定めてまいりたい、それをさらに分解をいたしていきまして、今度は防災事業の中にも各種ございまして。農用地におきましても、干拓もあれば開墾もある。あるいは草地も入るといふ意味でございますが、事業の執行に使用します上には当然それをだんだんに分解していかなければ、十は一から防の防災事業では十分に使用したしかねる面もあるわけでございます。しかしこの法律による問題といたしましては、以上の四種別で整理をいたしたい、かように考えております。

○角屋委員 第四条の四のところに「国は、土地改良長期計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。」こういうことが書いてあるのですけれども、土地改良長期計画を定めるにあつたて、第四条の二の第二項の点では、各種類別に必要な予算というものは当然これは含まれるわけでしょうか。そしてそうであるとするれば、それに基づいて当然年次の

に実施してゐる予算については、国の財政支出面は大蔵省でもそれはオーケーだという形に積極的な気持ちとして受けとめていいのですか。

○丹羽(雅)政府委員 各種の立法に長期計画の規定がございます。と同時に、予算は御承知のとおり単年度に国会の御審議を得る。各種の長期計画がいわば継続的の総額をきめてしまふという形はとっておりませんので、この長期計画でかりに十年なら十年の事業量には当然事業費も——事業量は事業費で表現される姿になると思います。が、これに對します国の補助の姿というやうなもの、年々努力をし、改善をいたしておる過程もございます。それから単年度予算あるいは予算の国会審議の問題等もございます。それを拘束的に決定するというにはならぬと思います。ただ、たとえば道路五カ年計画にいたしましたも、港湾その他の計画にいたしましたも、閣議等で論ぜられましたものは一種のモラル・オブリージョンといえますが、尊重する計画として、その後における予算編成段階においては一つの前提に相なるという形で、他の長期計画と同様にこれを処理いたしたい。これだけが逆にいままでの長期計画と同様に、数年間の予算を直接拘束する形には考へておらないわけでありませう。

○角屋委員 冒頭に関連してお尋ねをしました長期計画を立てるにあたっての農業構造改善事業というものと、この長期計画の事業量との関係、さらに御承知の土地改良についての特殊立法が幾つかございます。特殊立法に基づく進行計画というものが立てられて推進されておるわけですが、これ

と土地改良長期計画との関連はどういうふうに理解したらいいでしょうか。

○丹羽(雅)政府委員　まず構造改善事業との関係でございますが、これも今後の研究課題でございますが、構造改善事業では、具体的に村がきまり、その村が基盤整備としてどういうことをやるかということ、たとえば圃場整備をやるか、あるいは開拓といいますか、農用地造成をやるかは、村が御計画を立てるわけです。したがって、それをロングランで村を順番に指定いたしましていくわけでございますから、それをあらかじめきめてしまおうというわけにはちよつとまいらぬ。ただ日本国全体において土地改良を長期的にいかにするかという全体の計画として考えますので、構造改善事業で行なわれましたたとえば圃場整備は、ここで考えた圃場整備の内数としてこなされていく、こいうふうに考えるべきものではないかと私は考えておる次第でございます。

それから特殊立法は先生御存じのとおり、期限がそれぞれ定められておりまして、また期限が到達いたしました際に重ねて延長に相なるかどうか、先の問題でございますので、私どもは予断いたしかねるわけでございます。ここできめられました全国的な規模におきます長期計画を、地域にばらしていく場合におきましては、いまでもやつておるわけでございますが、特殊立法による事業量というものを当然尊重してばらしていく形になる、こういうふうに考えております。

○角屋委員　そうすると、こういふふう
に理解していいのですか。非常に困
難ではあるけれども、土地改良長期計

画を定めるにあたつては、その内容の中に全国の構造改善事業の推進の中の一環整備問題も含まれる、あるいは特殊立法における進行計画も含まれてゐる、だからそれらの点については、従来の実施過程から見てもそういうものもの検討を荒筋やつてみて、そしてより実地に即したものにしながら、土地改良の長期計画を立てる、こういうふうな理解をしていいですか。それとも、土地改良長期計画というものは、そういうことは内容には含まれてくるけれども、全体的なものとして立てて、実施過程においてそれぞれアロケーションしていく、こういうことになるわけですか。

○丹羽(雅)政府委員 私、先生のお話
ちよつとわかりかねるのですが、後者
のように考えております。

○角屋委員 本会議の關係もありますので、自余の質問は保留させていただきま

○高見委員長　この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕